

平成 21 年度 第 2 回 税制調査会

日時：平成 21 年 10 月 20 日（火）午後 1 時 30 分～
場所：合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

1. 開会
2. 税財政の現状
3. 租税特別措置等
4. 納税環境整備
5. 臨時国会提出予定法案等に係る厚労省の要望事項
6. 閉会

平成21年10月20日

通常審議に先立ち御審議いただきたい事項 (案)

厚生労働副大臣 長浜 博行

以下の2項目については、年内に実施することを予定しており、通常の税制改正要望のスケジュールに先立ち、ご審議いただきたい。

1 「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法案（仮称）」に伴う非課税措置

〔所得税、消費税、国税徴収法、個人住民税〕

臨時国会に法案を提出し、年内に施行することとしており、以下の措置が必要。

〔要望内容〕

- ・ 新型インフルエンザの予防接種による健康被害を受けた者に支給される金銭に関して所得税が課されないこと
 - ・ 本法案に基づく医療を受ける者が、その医療費に関して消費税を課されないこと
- など

2 生活保護制度において復活する母子加算の非課税措置

〔所得税、国税徴収法、個人住民税〕

生活保護法に基づき、生活保護費については所得税・住民税が非課税とされている。今般、告示改正により母子加算を年内に復活することとしており、以下の措置が必要。

〔要望内容〕

- ・ 母子加算に係る保護費についても、所得税が課されないこと
 - ・ 母子加算に係る保護費に対する差押えを禁止すること
- など

租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための
論点整理に関するプロジェクトチームについて

- 22 年度税制改正の本格的な議論に向けて、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直し並びに透明化に関する論点整理を行うため、租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しのための論点整理に関するプロジェクトチーム（以下、租特PT）を設ける。

- 租特PTのメンバーは、企画委員会のメンバーのうち、以下の者とする。（この他、企画委員会のメンバーは随時参加可能）

座長 財務副大臣（企画委員会主査）
座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）
財務大臣政務官（企画委員会事務局長）
総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）

- 租特PTにおいては、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。

- ① 租税特別措置及び非課税等特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立つ仕組み（いわゆる租特透明化法）の論点整理
- ② 租税特別措置及び非課税等特別措置の見直しに関する基本的な方針に関する論点整理

租特PTについて

10月9日（金）

- ・ 今後の進め方
- ・ 租税特別措置の全体像について①

10月14日（水）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の全体像について①
- ・ 租税特別措置の全体像について②

10月16日（金）

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の全体像について②
 - ・ 租税特別措置に係る実態把握の現状等
-

※ 以下、毎週水・金を定例日として開催予定

※ 11月中旬を目途に論点整理とりまとめ（予定）

平成 21 年 10 月 20 日

資 料

(税財政の現状)

目 次

・ 財政の現状について	1
・ 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	2
・ 一般会計税収の推移	3
・ 平成 20 年度一般会計税収	4
・ 平成 21 年度 8 月末税収について	5
・ 足もとの経済指標	6
・ 主な税目の税収（一般会計分）の推移	7
・ 利払費及び公債残高の推移	8
・ 財政収支・債務残高の国際比較	9
・ 主要先進国における財政運営目標の推移	10
・ 今世紀の日本は「人口減少社会・超高齢化社会」	11
・ 社会保障の給付と負担の推移	12
・ 国民負担率及び租税負担率の推移（対国民所得比）	13
・ OECD 諸国の国民負担率（対国民所得比）	14
・ 国民負担率の内訳の国際比較	15

財政の現状について

税制調査会 諮問文

我が国は、人類史上初めてといい「人口減少と超高齢化」が同時進行する社会へと突入し、この状況に対応した根本的な構造変化が求められている。また、世界に目を転じれば、グローバル化が進む中で、資源制約や地球温暖化など、世界規模の新たな問題に直面している。さらに行き過ぎた市場中心主義が招いた経済危機は、我が国のみならず、世界の経済に大きな影響を与えている。こうした中で、我が国の財政は、これまでの国債発行残高の累増などにより、危機的な状況にある。

(略)

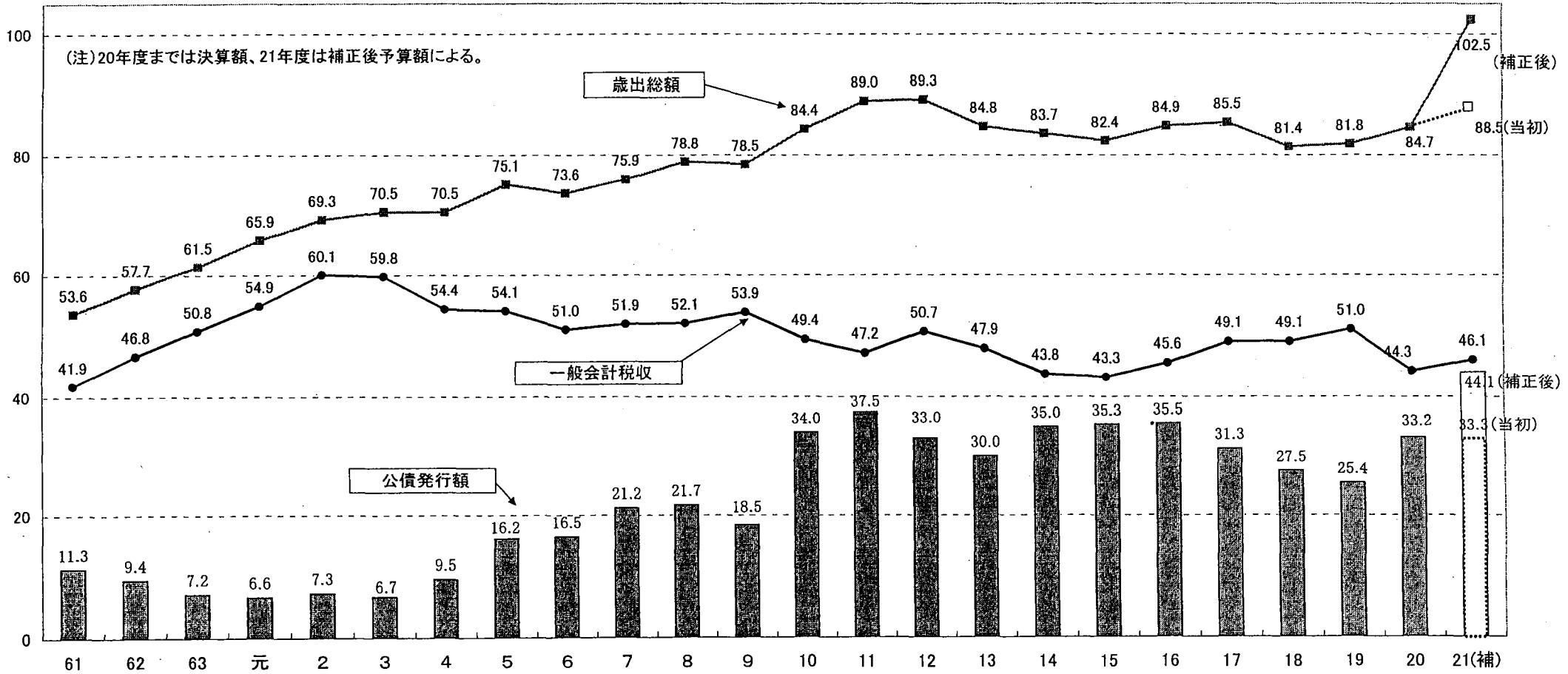
こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

((1)～(7)略)

一般会計収収、歳出総額及び公債発行額の推移

- バブル崩壊以降、歳出総額と収収は大きく乖離。
- 今回の経済危機に伴い、乖離幅はさらに拡大。
- 補正後予算額で見た場合、歳出に占める収収比率は50%を下回る。

(兆円)



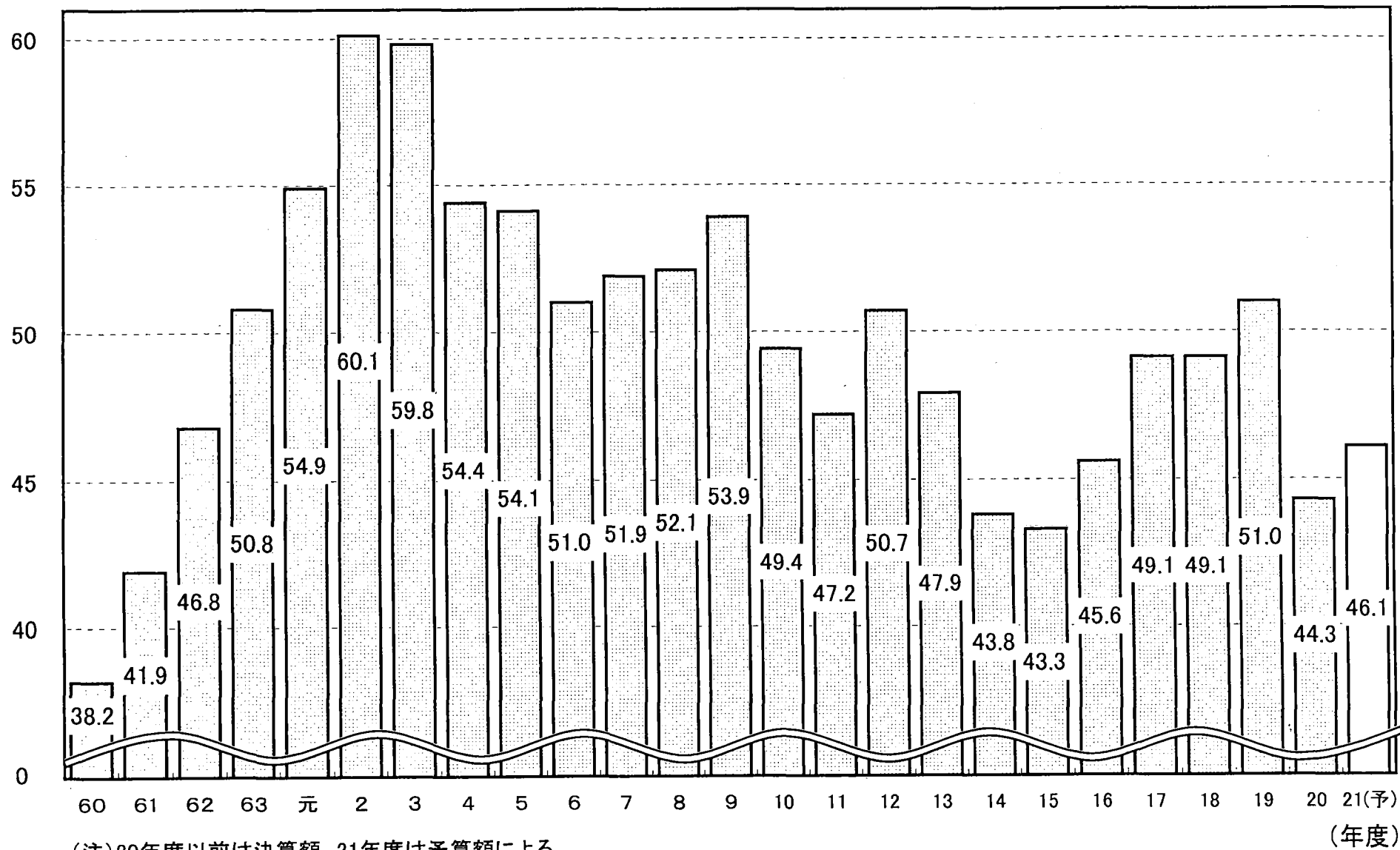
(注)20年度までは決算額、21年度は補正後予算額による。

歳出に占める収収・公債発行額の割合 (%)

	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21(当)	21(補)
収収	78.1	81.1	82.7	83.4	86.8	84.8	77.2	72.1	69.3	68.4	66.0	68.7	58.6	53.1	56.8	56.5	52.4	52.5	53.7	57.4	60.2	62.3	52.3	52.1	45.0
公債発行額	21.0	16.3	11.6	10.1	10.6	9.5	13.5	21.5	22.4	28.0	27.6	23.5	40.3	42.1	36.9	35.4	41.8	42.9	41.8	36.6	33.7	31.0	39.2	37.6	43.0

一般会計税収の推移

(兆円)



平成20年度一般会計税収

	19年度 決算額	20年度				
		当算 初額	補正 後額	決算 額	対補正 増減	対前年 度減
	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)	(兆円)
一般会計分計	51.0	53.6	46.4	44.3	△2.2	△6.8
所得税	16.1	16.3	15.5	15.0	△0.5	△1.1
法人税	14.7	16.7	11.2	10.0	△1.1	△4.7
消費税	10.3	10.7	10.3	10.0	△0.3	△0.3
その他	9.9	9.9	9.5	9.3	△0.2	△0.6

(注) 単位未満の端数処理は、それぞれ四捨五入によっている。

平成21年度8月末税収について

	21年度 予 算 額	8月分	8月末累計	対前年同期比
所 得 税	155,720 億円	10,153 億円	47,835 億円	85.1%
法 人 税	105,440 億円	▲ 3,328 億円	▲ 12,816 億円	—
消 費 税	101,300 億円	10,242 億円	15,665 億円	91.4%
そ の 他	98,570 億円	7,605 億円	28,580 億円	102.5%
一般会計分計	461,030 億円	24,672 億円	79,265 億円	73.2%

足もとの経済指標

<名目経済成長率>

○21年度の見通し

政府経済見通し (21年1月19日)	+0.1%
内閣府経済動向試算 (21年7月1日)	▲3.1%

○実績

4-6月期 (対前年同期比)	▲6.7%
-------------------	-------

<企業収益>

○21年度の経常利益（通期）見込み（対前年度比）

日銀短観	▲16.4% (21年7月1日公表)	▲19.3% (21年10月1日公表)
法人企業景気予測調査	▲12.1% (21年6月22日公表)	▲18.4% (21年9月17日公表)

(注1) 日銀短観の調査対象数(21年10月1日公表分の回答数)は約1万社(資本金2千万円以上)。うち、大企業約2,400社、中堅企業約2,700社、中小企業約5,100社。

(注2) 法人企業景気予測調査の調査対象数(21年9月17日公表分の回答数)は約1万2,000社(資本金1千万円以上)。うち、大企業約4,500社、中堅企業約2,600社、中小企業約4,700社。

○3月期決算上場法人の経常利益（通期）見込み（対前年度比）

日経新聞	▲8.4% (21年5月30日現在)	▲9.1% (21年8月15日現在)
新光総研	▲5.0% (21年5月25日現在)	▲4.6% (21年8月17日現在)

(注) 日経新聞は全国上場約1600社、新光総研は東証上場約1200社。(金融除く連結ベース)

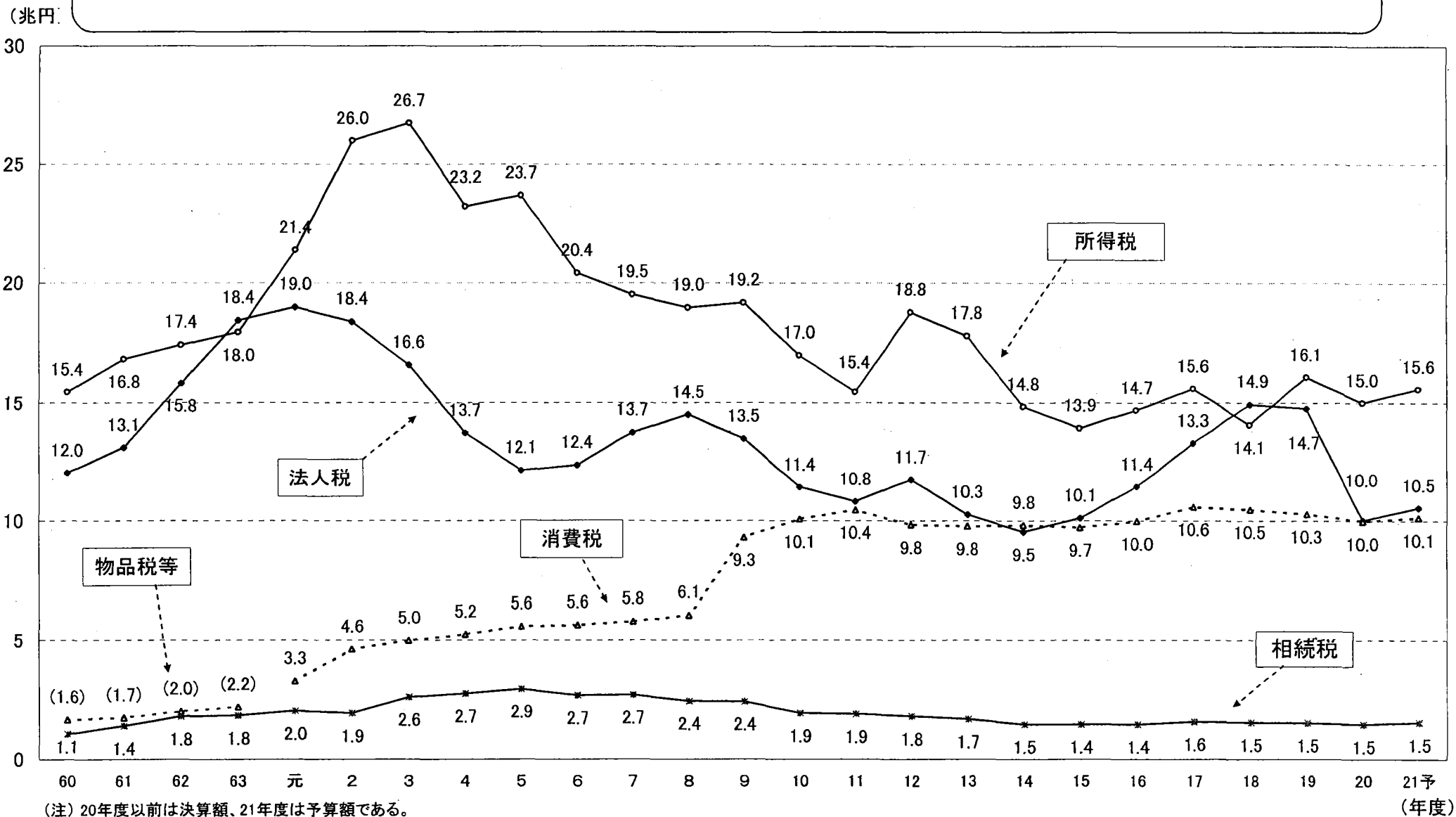
<給与>

○毎月勤労統計調査（対前年同月比）

	21年4月	5月	6月	7月	8月
現金給与総額	▲2.7%	▲2.5%	▲7.0%	▲5.6%	▲3.1%
うち 所定外給与	▲18.3%	▲17.0%	▲17.5%	▲16.1%	▲13.4%
特別給与	▲10.0%	4.3%	▲13.9%	▲12.9%	▲22.0%

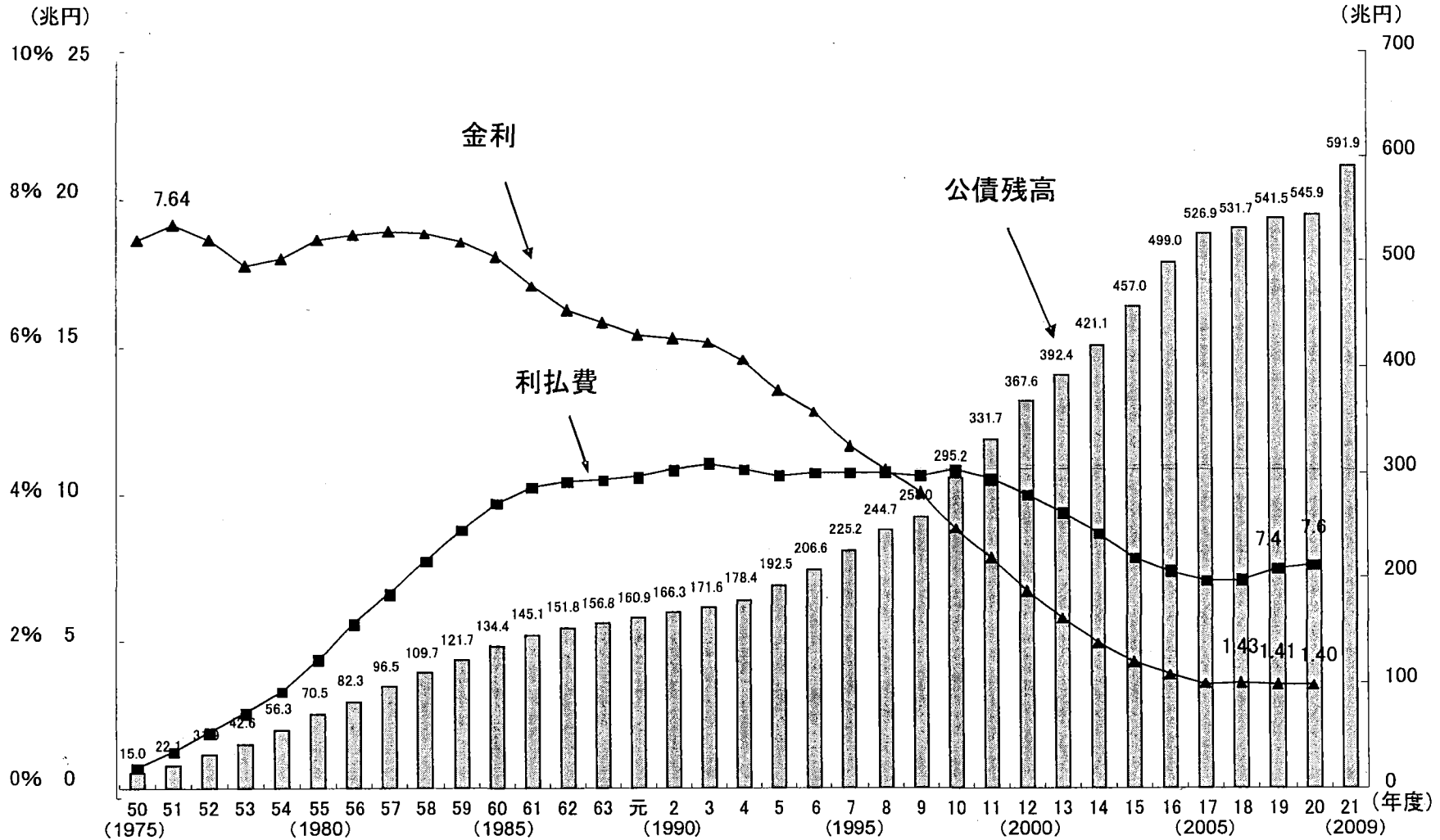
主な税目の税収（一般会計分）の推移

○所得税収・法人税収は景気や税制改正等に応じて変動しており、ピークから大きく減少。
 ○消費税収は比較的安定して推移。



利払費及び公債残高の推移

○公債残高は平成21年度末で一般会計税収の約13年分に相当。(国民一人当たり約464万円)
 ○公債残高の累増にも関わらず利払費が増加しなかったのは、低金利状態が続いていたため。



(注) 1. 公債残高は、各年度の3月末現在額。ただし、21年度末は見込み。
 2. 金利は、各年度の3月末の普通国債の利率加重平均。

財政収支・債務残高の国際比較

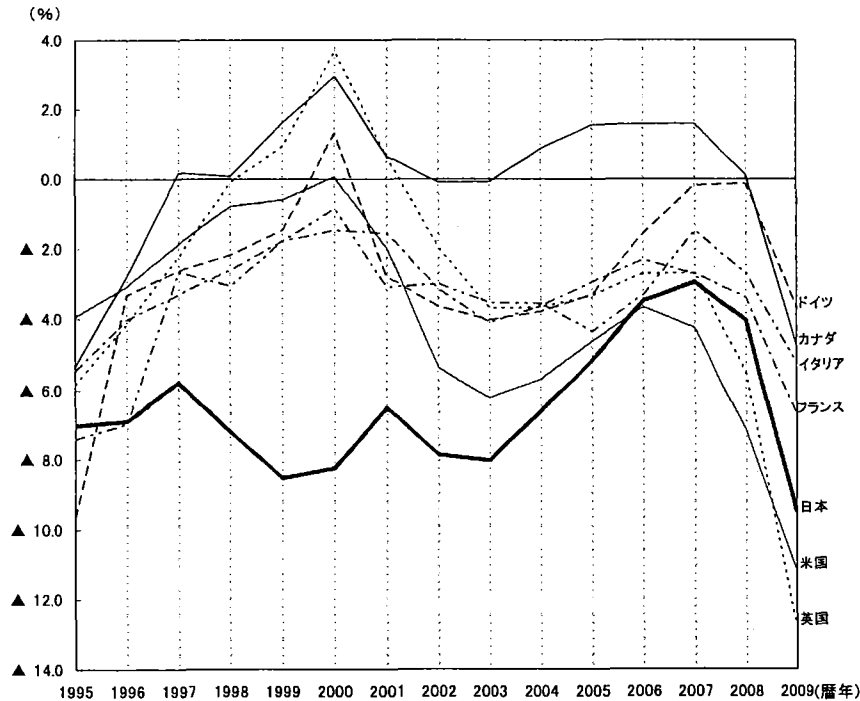
- 世界的な経済危機に伴い、各国とも財政収支が悪化。
- 我が国の場合、債務残高対GDP比は主要先進国と比較して高く、190%程度に達している。

(1) 財政収支の国際比較(対GDP比)

(暦年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲7.0	▲6.9	▲5.8	▲7.2	▲8.5	▲8.2	▲6.5	▲7.9	▲8.0	▲6.6	▲5.2	▲3.5	▲3.0	▲4.0	▲9.5
米国	▲3.9	▲3.1	▲1.9	▲0.8	▲0.6	0.1	▲2.0	▲5.4	▲6.2	▲5.7	▲4.6	▲3.7	▲4.3	▲7.2	▲11.2
英国	▲5.8	▲4.2	▲2.2	▲0.1	0.9	3.7	0.6	▲2.0	▲3.7	▲3.7	▲3.3	▲2.7	▲2.7	▲5.5	▲12.8
ドイツ	▲9.7	▲3.3	▲2.6	▲2.2	▲1.5	1.3	▲2.8	▲3.6	▲4.0	▲3.8	▲3.3	▲1.5	▲0.2	▲0.1	▲3.7
フランス	▲5.5	▲4.0	▲3.3	▲2.6	▲1.8	▲1.5	▲1.6	▲3.2	▲4.1	▲3.6	▲3.0	▲2.3	▲2.7	▲3.4	▲6.7
イタリア	▲7.4	▲7.0	▲2.7	▲3.1	▲1.8	▲0.9	▲3.1	▲3.0	▲3.5	▲3.6	▲4.4	▲3.3	▲1.5	▲2.7	▲5.3
カナダ	▲5.3	▲2.8	0.2	0.1	1.6	2.9	0.7	▲0.1	▲0.1	0.9	1.5	1.6	1.6	0.1	▲4.8

(出典) OECD「エコノミック・アウトルック85」(2009年6月)
 ※ 計数はSNAベース、一般政府。ただし、日本及び米国は社会保障基金を除いた値。仮にこれを含めれば、以下のとおり。

(暦年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	▲5.1	▲5.1	▲4.0	▲5.8	▲7.4	▲7.6	▲6.3	▲8.0	▲7.9	▲6.2	▲4.8	▲3.4	▲3.1	▲4.4	▲9.6
米国	▲3.1	▲2.2	▲0.8	0.4	0.9	1.6	▲0.4	▲3.8	▲4.8	▲4.4	▲3.3	▲2.2	▲2.9	▲5.9	▲10.2

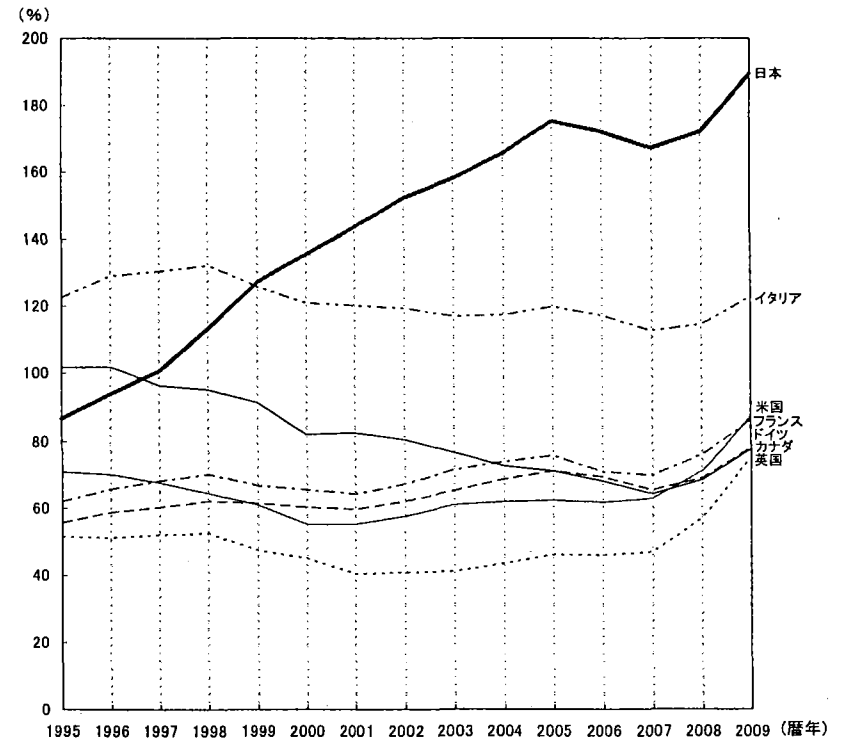


(注) 日本の財政収支については、単年度限りの特殊要因を除いている。





(2) 債務残高の国際比較(対GDP比)

(暦年)	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	86.7	94.0	100.5	113.2	127.0	135.4	143.7	152.3	158.0	165.5	175.3	172.1	167.1	172.1	189.6
米国	70.7	70.0	67.6	64.5	61.0	55.2	55.2	57.6	60.9	61.9	62.3	61.7	62.9	71.1	87.4
英国	51.6	51.2	52.0	52.5	47.4	45.1	40.4	40.8	41.2	43.5	46.1	46.0	46.9	57.0	75.3
ドイツ	55.7	58.8	60.3	62.2	61.5	60.4	59.7	62.1	65.3	68.7	71.1	69.4	65.5	69.0	78.2
フランス	62.1	65.7	68.2	70.3	66.8	65.6	64.3	67.3	71.4	73.9	75.7	70.9	69.9	76.1	86.4
イタリア	122.5	128.9	130.3	132.0	125.8	121.0	120.2	119.4	116.8	117.3	119.9	117.2	112.5	114.5	122.9
カナダ	101.6	101.7	96.3	95.2	91.4	82.1	82.7	80.6	76.6	72.6	71.0	68.0	64.2	68.4	77.7

(出典) OECD「エコノミック・アウトルック85」(2009年6月)
 ※ 計数はSNAベース、一般政府。



主要先進国における財政運営目標の推移

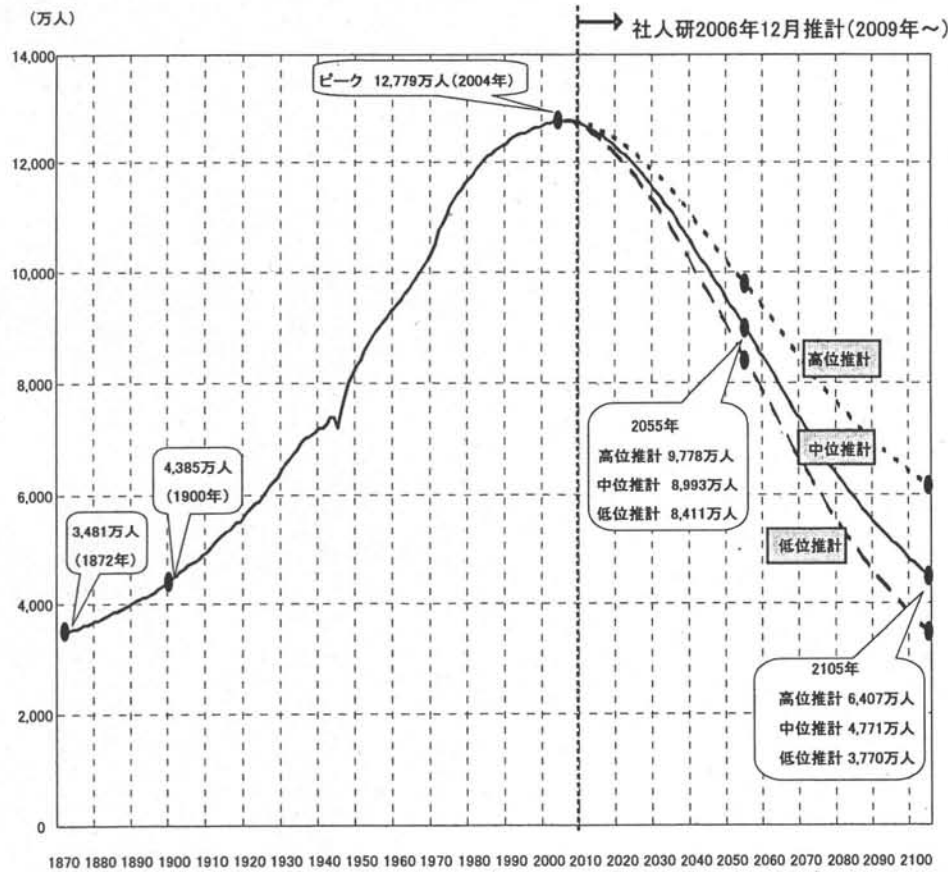
国名	従来の財政運営目標(規定)	世界同時不況以降の 新たな財政運営目標(規定)
米 国 	○ 2012年度までに連邦政府の財政収支均衡(ブッシュ政権)。	○ 2013年1月(オバマ大統領の一期目の任期終了)までに、ブッシュ前政権から引き継いだ財政赤字(約1.3兆ドル)を半減させる。
英 国 	○ ゴールデン・ルール : 景気循環を通じ、公的部門の借入れを投資目的に限定 ○ サステナビリティ・ルール : 景気循環を通じ、公的部門の純債務残高対GDP比を40%以下に保つ。	○ 経済が回復局面に入ると見込まれる2010年度から経常的収支(景気循環調整後)を毎年改善させ、2017年度までに同収支を均衡させる。
フランス 	○ 2012年度までに一般政府の財政収支均衡。 ○ 2012年度までに一般政府の債務残高対GDP比を60%以下とする。	○ 当面は、2012年度に財政収支対GDP比を▲3%以内に改善させることを目標とする。
ドイツ 	○ 2010年度までに一般政府の財政収支均衡。 ○ 2011年度までに連邦政府の財政収支均衡。 (基本法(憲法)に建設公債原則の定め(公債発行による収入を投資的支出の範囲内に)。)	○ 中長期的な財政規律を確保するため、基本法(憲法)改正により、連邦政府の構造的財政収支対GDP比を▲0.35%以内に制限(2011年度より移行期間とし、2016年度より適用)。

今世紀の日本は「人口減少社会・超高齢化社会」

○20世紀に100年かけて約8,400万人増加した人口は、2004年の1億2,779万人をピークに継続的な減少局面に入る。

○少子化と高齢化の同時進行により「超高齢化社会」を迎え、今世紀半ばには5人に2人が高齢者となる見通し。

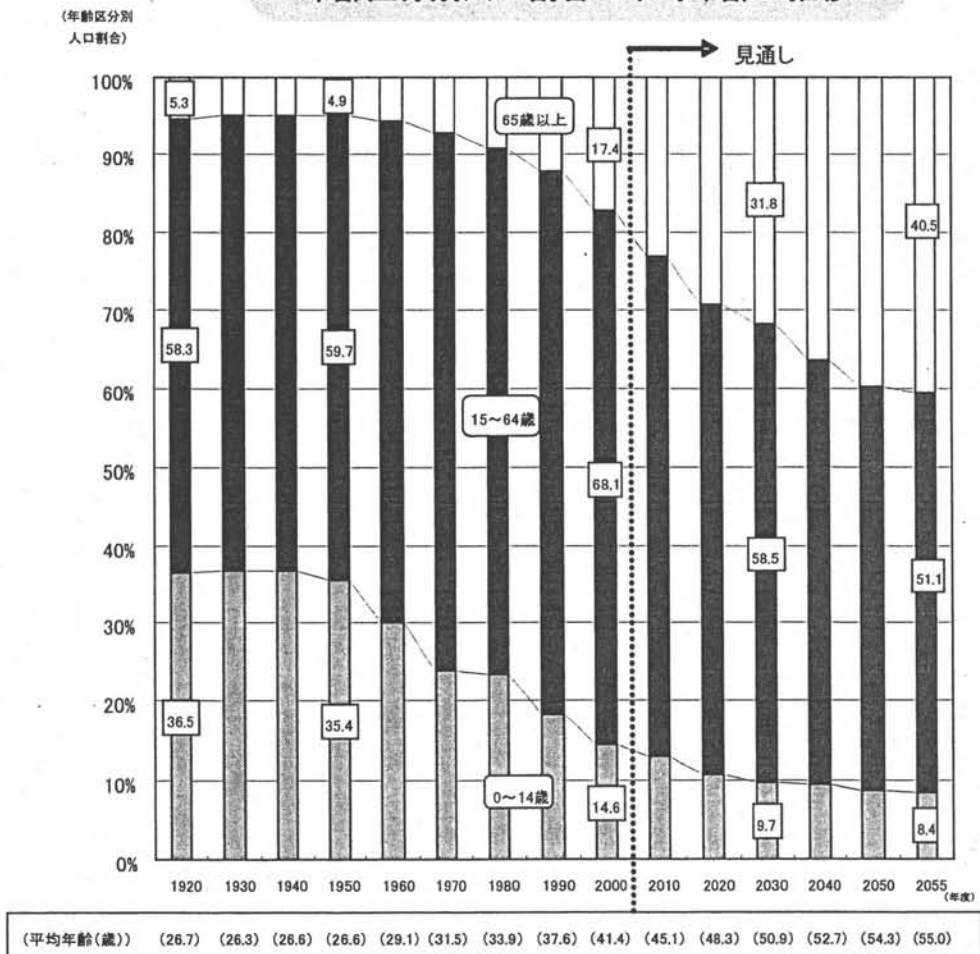
総人口の推移（明治以降）



(備考)「合計特殊出生率(2050年)」は、1.54(高位推計)、1.26(中位推計)、1.06(低位推計)。

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2009年版)」、「日本の将来推計人口(2006年12月推計)」、総務省「人口推計」

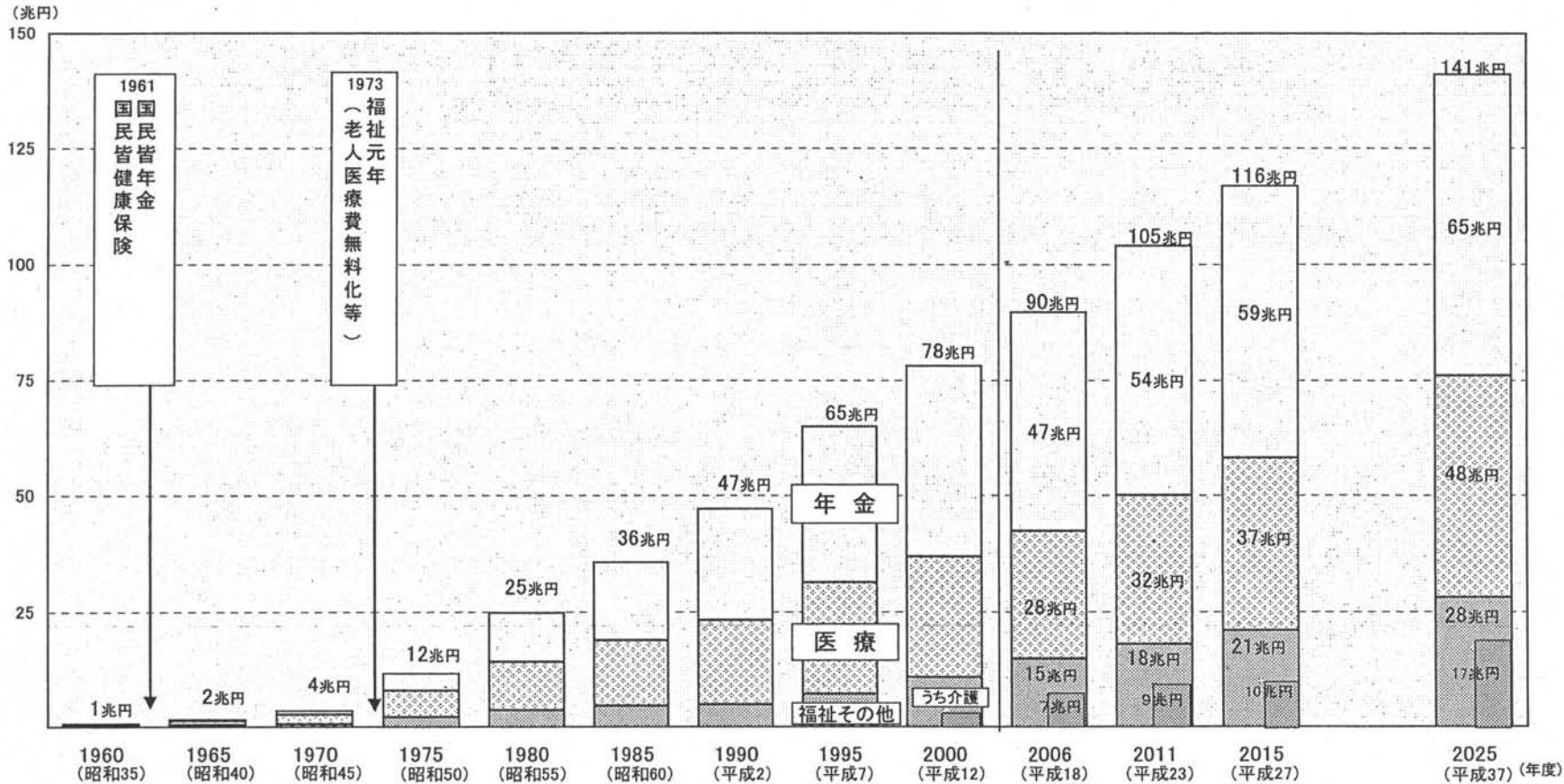
年齢区分別人口割合・平均年齢の推移



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2006年12月)」

社会保障の給付と負担の推移

○ 高齢化を反映して、社会保障給付費は2006～2025年度で約50兆円増加する見込み。
(平成18年時点の厚生労働省の試算による)



	1970	1980	1990	2000
社会保障給付費(A)	4兆円	25兆円	47兆円	78兆円
国民所得(B)	61兆円	203兆円	348兆円	372兆円
国民所得比(A/B)	5.8%	12.2%	13.6%	21.0%

	2006	2015	(参考) 2025
社会保障給付費	90兆円	116兆円	141兆円
国民所得	376兆円	461兆円	540兆円
国民所得比	23.9%	25.3%	26.1%

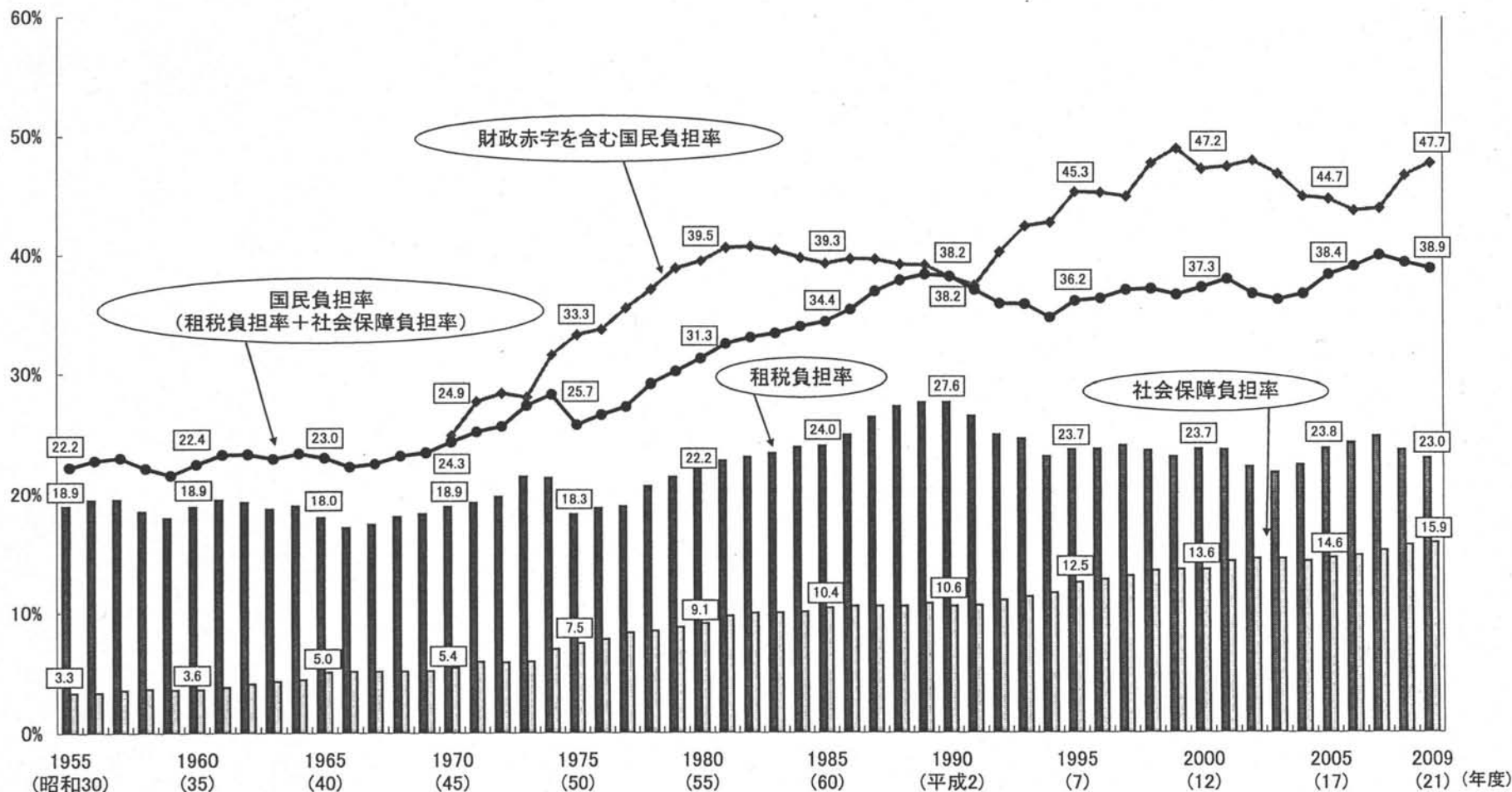
社会保障に係る負担	1970	1980	1990	2000
総負担	5兆円	30兆円	56兆円	80兆円
保険料負担	3兆円	19兆円	40兆円	55兆円
公費負担	1.6兆円	11.0兆円	16.2兆円	25.2兆円
国	1.4兆円	9.8兆円	13.5兆円	19.7兆円
地方	0.2兆円	1.2兆円	2.7兆円	5.5兆円

社会保障に係る負担	2006	2015	(参考) 2025
総負担	83兆円	114兆円	143兆円
保険料負担	54兆円	73兆円	-
公費負担	29兆円	41兆円	-

(注) 1. 社会保障給付費とは、公的な社会保障制度の給付総額を示すものである。
 2. 2000年度以前は「平成16年度 社会保障給付費」(平成18年10月 国立社会保障・人口問題研究所)、2006年度以降は「社会保障の給付と負担の見通し」(平成18年5月 厚生労働省)のA(並の経済成長)ケースによる。なお、B(低めの経済成長)ケースによると、2025年度の社会保障給付費は136兆円(国民所得比27.7%)と見通されている。

国民負担率及び租税負担率の推移(対国民所得比)

- 社会保障負担率が上昇傾向にある一方、租税負担率はピークからは減少。
- 財政赤字を含む国民負担率は、実際の国民負担率を上回っている。この部分は将来世代に転嫁される。



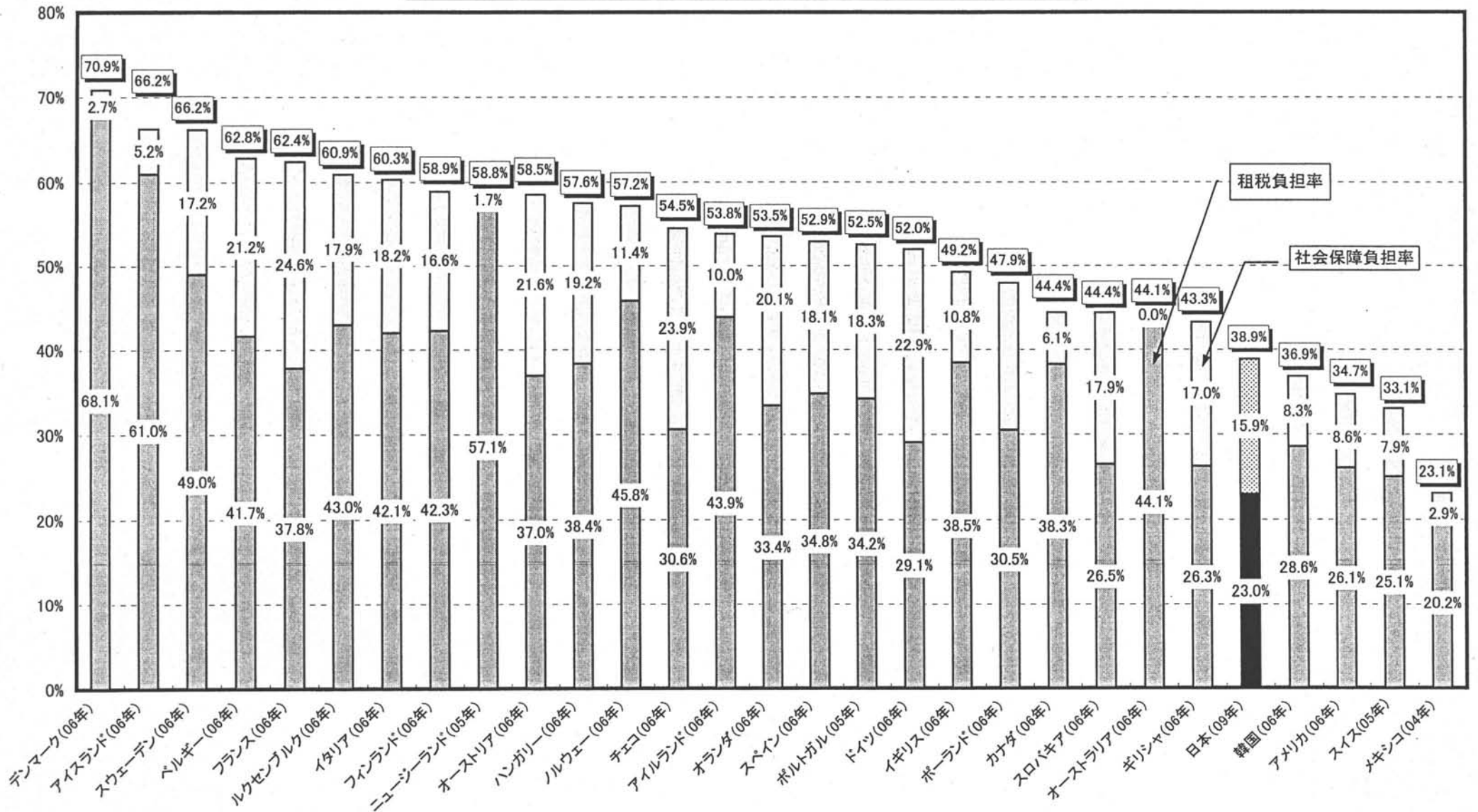
(注) 1. 2007年度までは実績、2008年度は実績見込み、2009年度は見通しである。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。

3. 財政赤字を含む国民負担率は、1998年度は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2003年度は、本四公団債務の一般会計承継に係る財政赤字を除いたベース、2005年度は、道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除いたベース、2006年度、2008年度及び2009年度は、財政投融资特別会計(2006年度においては財政融資資金特別会計)から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れを除いたベースの数値である。

4. 1990年度以降は93SNAに基づく計数であり、1989年度以前は68SNAに基づく計数である。ただし、租税負担に関する計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。

OECD諸国の国民負担率(対国民所得比)



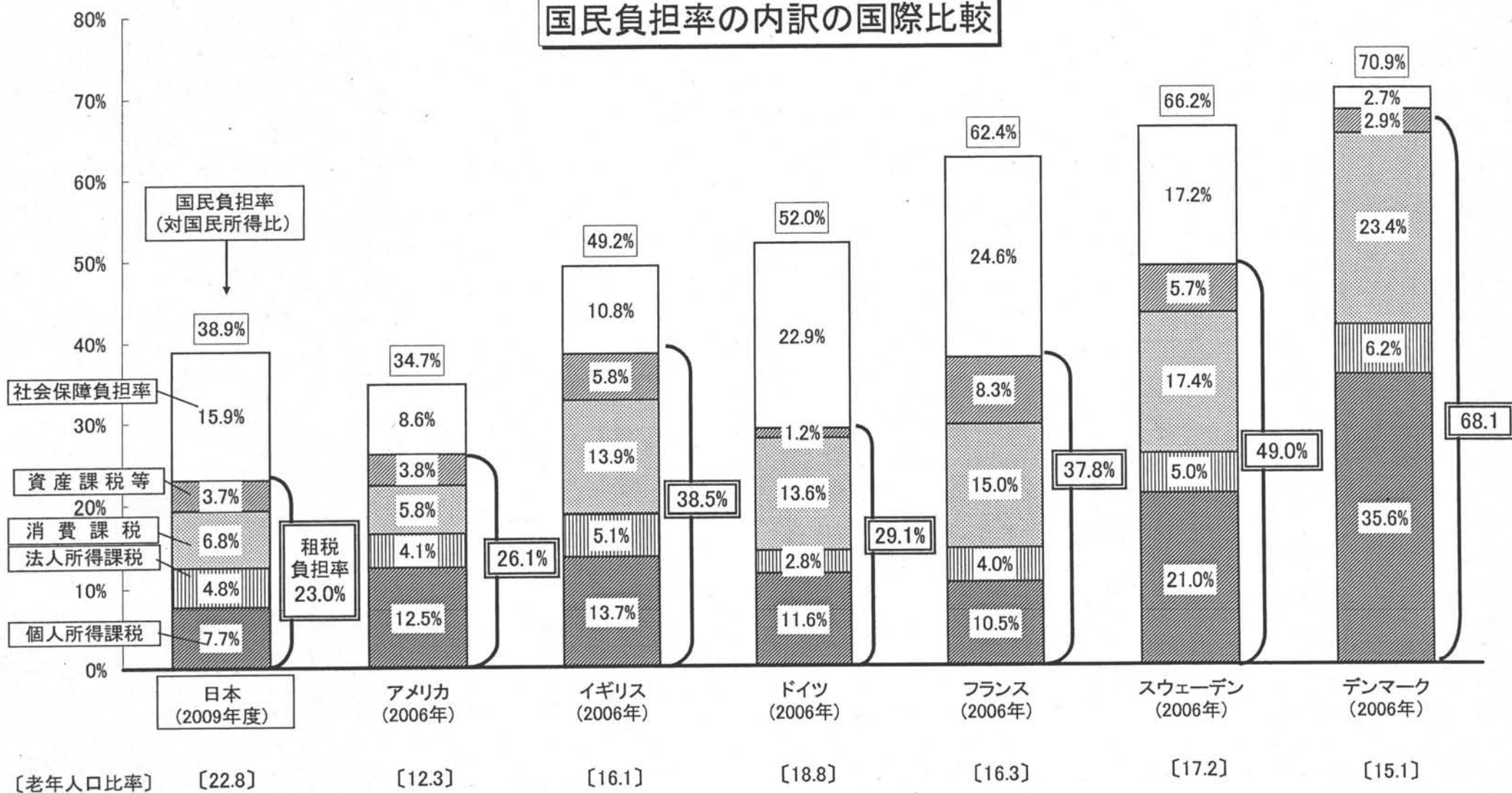
(注1) 国民負担率は、租税負担率と社会保障負担率の合計。

(注2) 日本の09年度の計数は見通しである。なお、最新の実績値では、租税負担率が24.8%、社会保障負担率が15.2%であり、これらを合わせた国民負担率は40.0%となっている(2007年、内閣府「国民経済計算」等)。

(注3) トルコについては、計数が足りず国民負担率が算出不能であるため掲載していない。

(出典) 日本：平成21年度予算ベース、諸外国：OECD "National Accounts 1995-2006" 及び同 "Revenue Statistics 1965-2007"

国民負担率の内訳の国際比較



(注) 1. 日本は平成21年度(2009年度)予算ベース、諸外国は、OECD "Revenue Statistics 1965-2007" 及び同 "National Accounts 1995-2006" 等による。

2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得に対する課税を含む。

3. 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

4. 老年人口比率については、日本は2009年の推計値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年(2006年)12月推計)による)、諸外国は2005年の数値(国際連合 "World Population Prospects: The 2006 Revision Population Database" による)である。

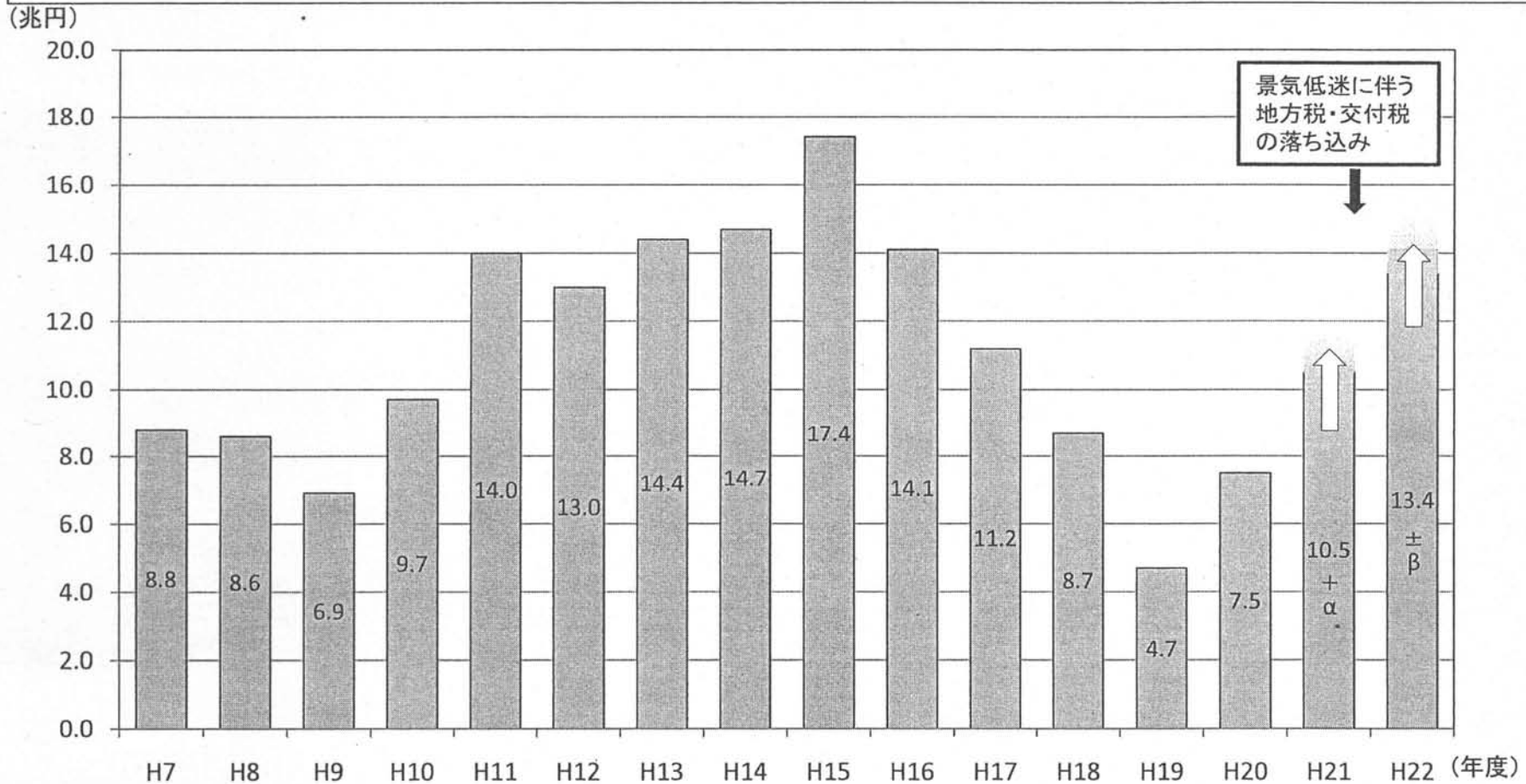
平成21年10月20日

資 料

(地方税財政の現状)

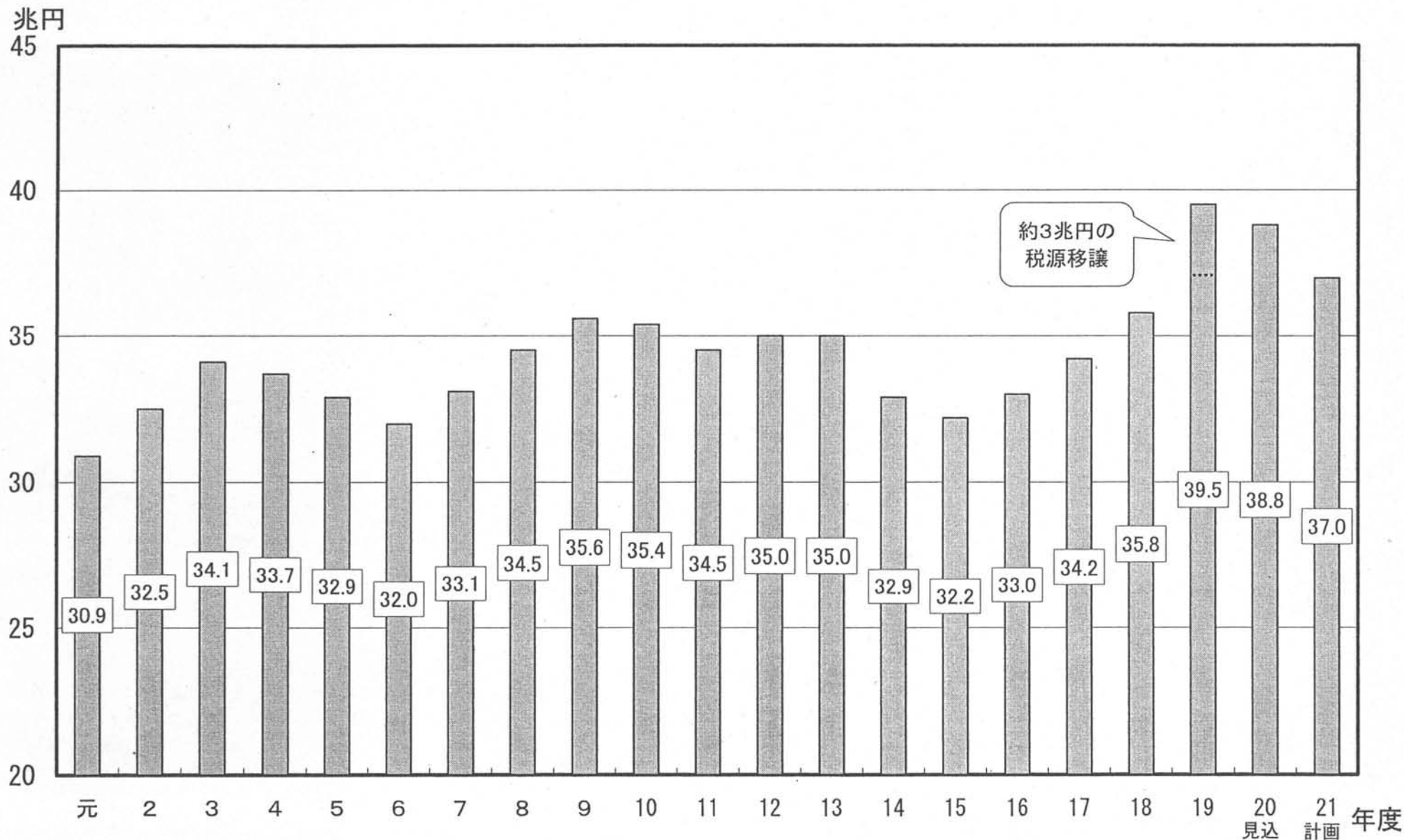
地方の財源不足額の推移

- 地方歳出の抑制等により地方の財源不足は縮小してきたが、21年度(当初)の財源不足は10.5兆円となお巨額
- 景気後退に伴う地方税、地方交付税等の落ち込みにより、財源不足が大幅に拡大するおそれ



※ 財源不足額は補正後の額(21年度は当初、22年度は10月概算要求時の数値)

地方税収の推移



(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。

(注2) 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。

(注3) 平成21年度地方財政計画額には地方法人特別譲与税を含む。

三位一体改革期間中の地方税、地方交付税等の状況

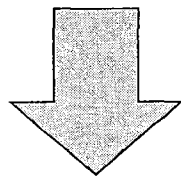
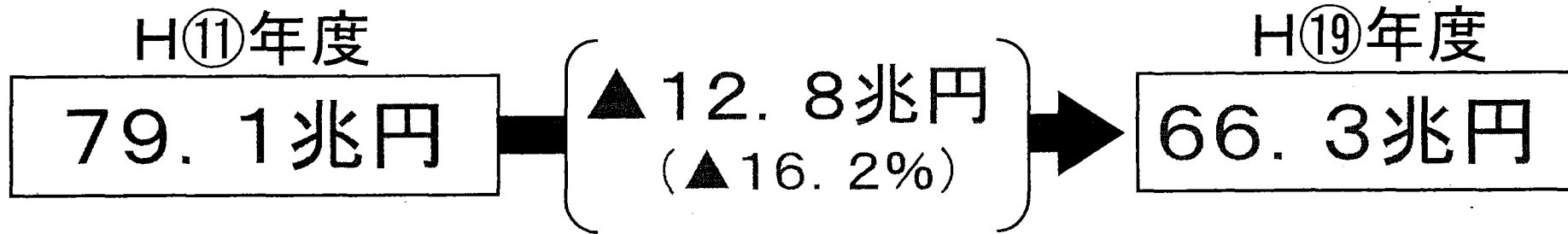
(三位一体改革・かい離是正による影響を除く)

(地財計画ベース)

	平成18年度 A	平成15年度 B	差 引 A-B	
地 方 税 ①	34.9兆円	32.2兆円	+2.7兆円	
地 方 交 付 税 ②	15.9兆円	18.1兆円	△2.1兆円	} <u>△5.1兆円</u>
臨 時 財 政 対 策 債 ③	2.9兆円	5.9兆円	△3.0兆円	
小 計 (①+②+③)	53.7兆円	56.1兆円	△2.4兆円	
地方債(臨時財政対策債を除く) ④	7.9兆円	9.2兆円	△1.3兆円	
そ の 他 ⑤	21.5兆円	21.8兆円	△0.2兆円	
歳 入 合 計 (①~⑤)	83.2兆円	87.1兆円	△3.9兆円	

※四捨五入により計が一致しないことがある。

地方一般歳出（決算ベース）の削減状況



(単位:億円)

		H ^⑪ 年度	H ^⑲ 年度	削減率(%)
都道府県	全都道府県(合計)	430,880	353,521	▲18.0
	財政力指数0.45以上の団体(※1)	11,385	9,963	▲12.5
	財政力指数0.3以上0.45未満の団体(※2)	7,336	5,362	▲26.9
	財政力指数0.3未満の団体(※3)	5,488	3,876	▲29.4
市町村	全市町村(合計)	419,733	371,185	▲11.6
	10万人規模の市(※4)	270	258	▲4.3
	5万人規模の市(※5)	157	135	▲13.8
	5,000人規模の町村(※6)	40	28	▲32.0

※1 24団体(東京、愛知、神奈川、大阪、千葉、埼玉、静岡、茨城、栃木、福岡、京都、広島、兵庫、群馬、三重、滋賀、岡山、宮城、岐阜、香川、長野、石川、富山、山口)の平均

※2 17団体(福島、新潟、奈良、山梨、福井、愛媛、北海道、熊本、大分、佐賀、山形、徳島、和歌山、青森、鹿児島、岩手、宮崎)の平均

※3 6団体(沖縄、秋田、長崎、鳥取、高知、島根)の平均

※4 人口9~11万人の市(29団体)の平均

※5 人口4~6万人の市(69団体)の平均

※6 人口4~6千人の町村(105団体)の平均

平成20年度地方税収入見込額

(単位:兆円)

税 目	平成19年度 決算額 A	平成20年度						(参考)平成21年度		
		地方財政 計画額 B	決算見込額 C	対地財計画比		対前年度比		地方財政 計画額 D	対20地財計画比	
				C-B	C/B	C-A	C/A		D-B	D/B
個人住民税	12.3	12.6	12.6	▲ 0.0	99.9%	0.3	102.4%	12.6	0.0	100.2%
法人二税	9.2	9.8	8.4	▲ 1.3	86.3%	▲ 0.7	91.9%	6.5	▲ 3.2	67.1%
地方消費税	2.6	2.5	2.4	▲ 0.1	97.1%	▲ 0.1	95.1%	2.5	0.0	101.2%
自動車税	1.7	1.7	1.7	▲ 0.0	98.0%	▲ 0.0	97.9%	1.6	▲ 0.1	96.0%
固定資産税	8.6	8.8	8.7	▲ 0.1	99.4%	0.2	101.8%	8.8	0.0	100.2%
地方たばこ税	1.1	1.1	1.1	▲ 0.0	97.1%	▲ 0.1	94.8%	1.0	▲ 0.1	94.4%
その他	4.1	4.0	3.9	▲ 0.1	97.5%	▲ 0.2	95.5%	3.8	▲ 0.2	94.8%
地方税計	39.5	40.5	38.8	▲ 1.6	95.9%	▲ 0.7	98.2%	37.0	▲ 3.5	91.4%

(注1) 表中における計数は、超過課税及び法定外税を含まない。

(注2) 平成21年度地方財政計画額における法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

(注3) 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

平成21年度8月末 都道府県税収入の動向

(単位:億円)

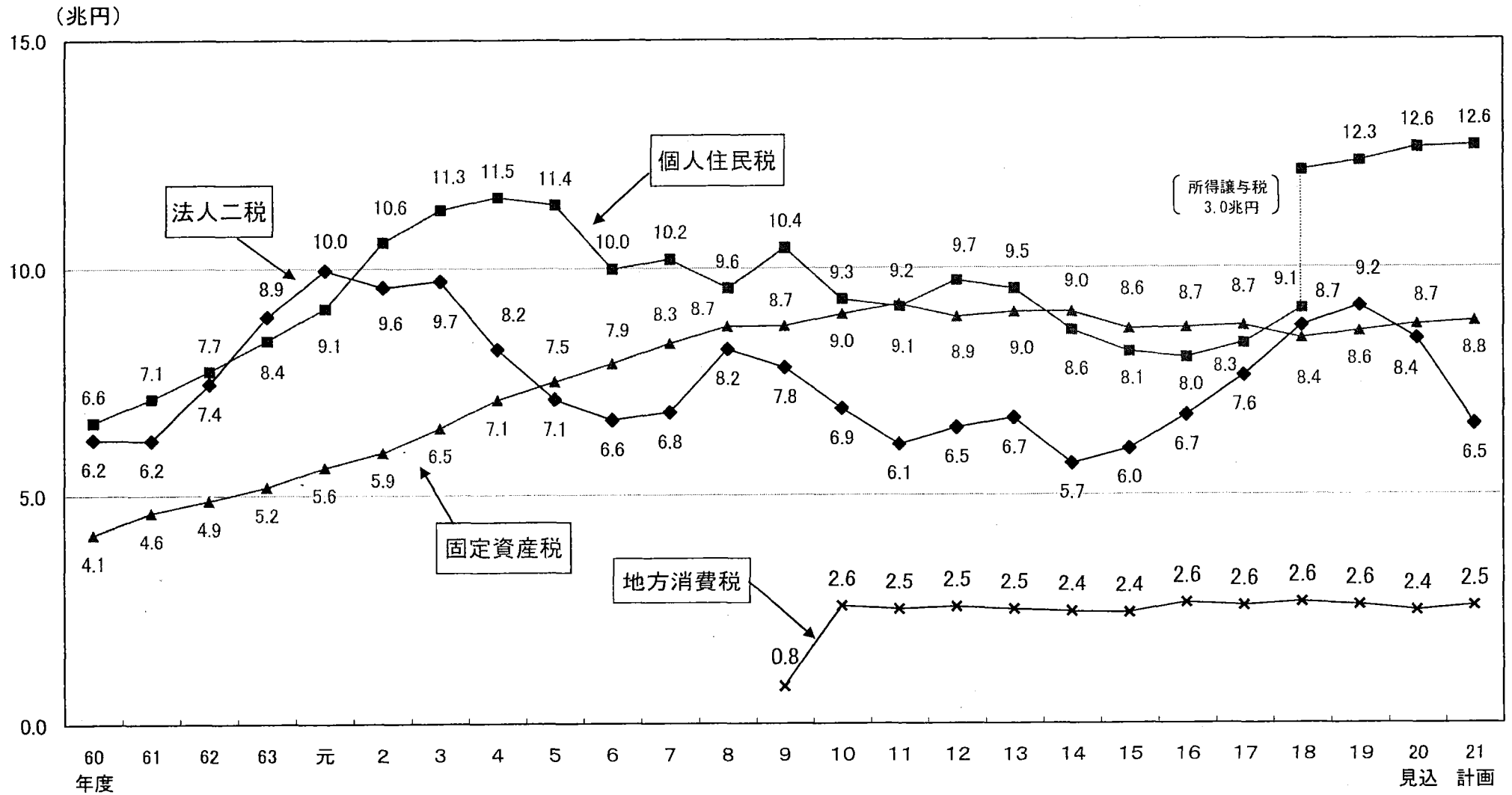
税 目	地方財政計画額 X	調定額累計 (8月末) Y	収入額累計 (8月末) Z	進捗割合 Z/X	8月末調定額累計 (Y)の対前年度比
個人住民税	52,610	53,215	15,796	30.0%	99.3%
法人二税	46,012	20,360	18,858	41.0%	60.6%
地方消費税	25,464	11,973	11,973	47.0%	99.8%
自動車税	16,470	17,246	15,574	94.6%	98.0%
その他	21,758	10,597	6,606	30.4%	90.3%
都道府県税計	162,314	113,391	68,808	42.4%	88.2%

(注1) 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。

(注2) 法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入によっており、計とは一致しない場合がある。

主要税目（地方税）の税収の推移

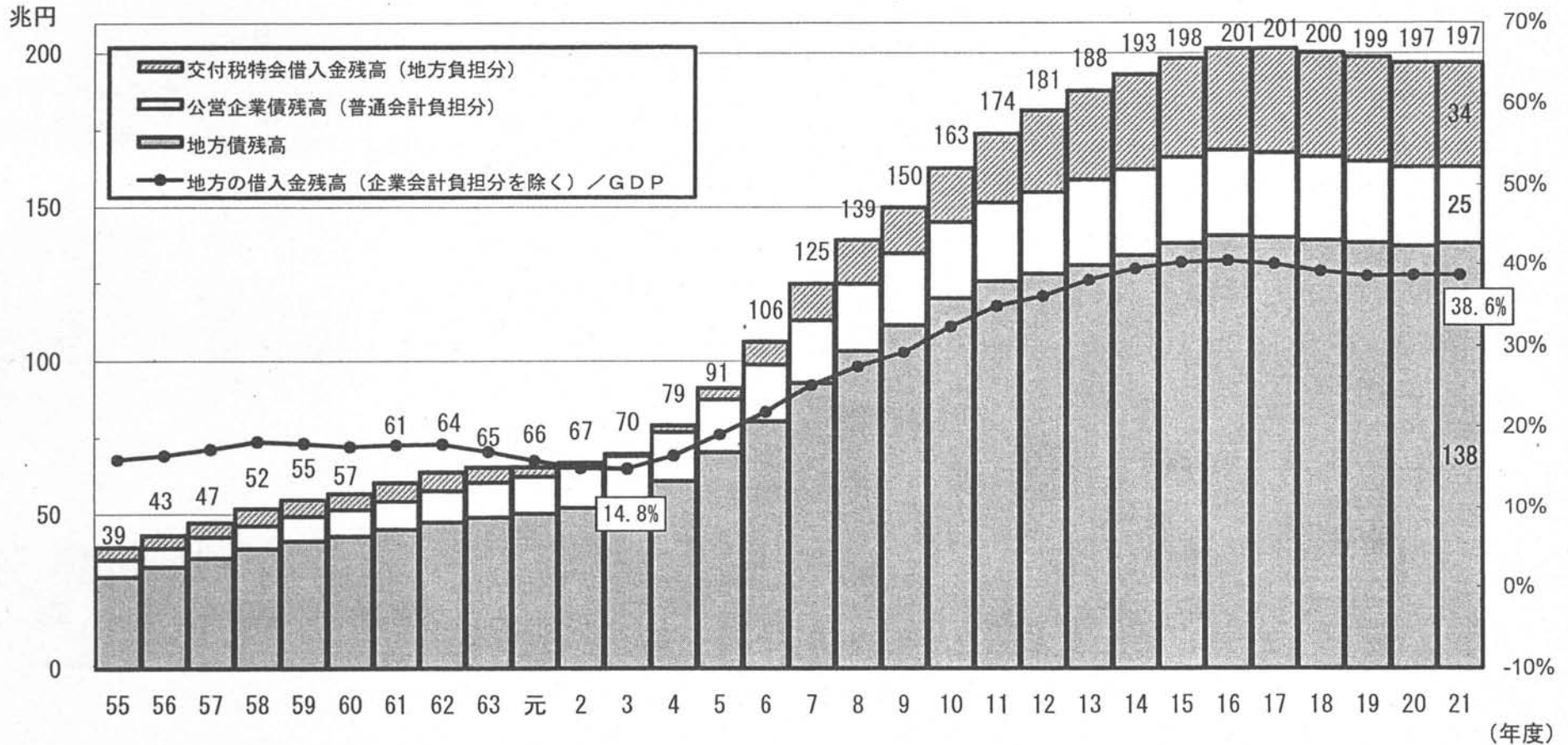


(備考) 1 計数は、超過課税及び法定外税を含まない。
 2 平成19年度までは決算額、20年度は決算見込額、21年度は地方財政計画額である。
 3 平成21年度の法人二税には、地方法人特別譲与税を含む。

地方の借入金残高の推移

○ 地方財政は、21年度末見込で197兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。

(公営企業債(企業会計負担分)をあわせれば227兆円)



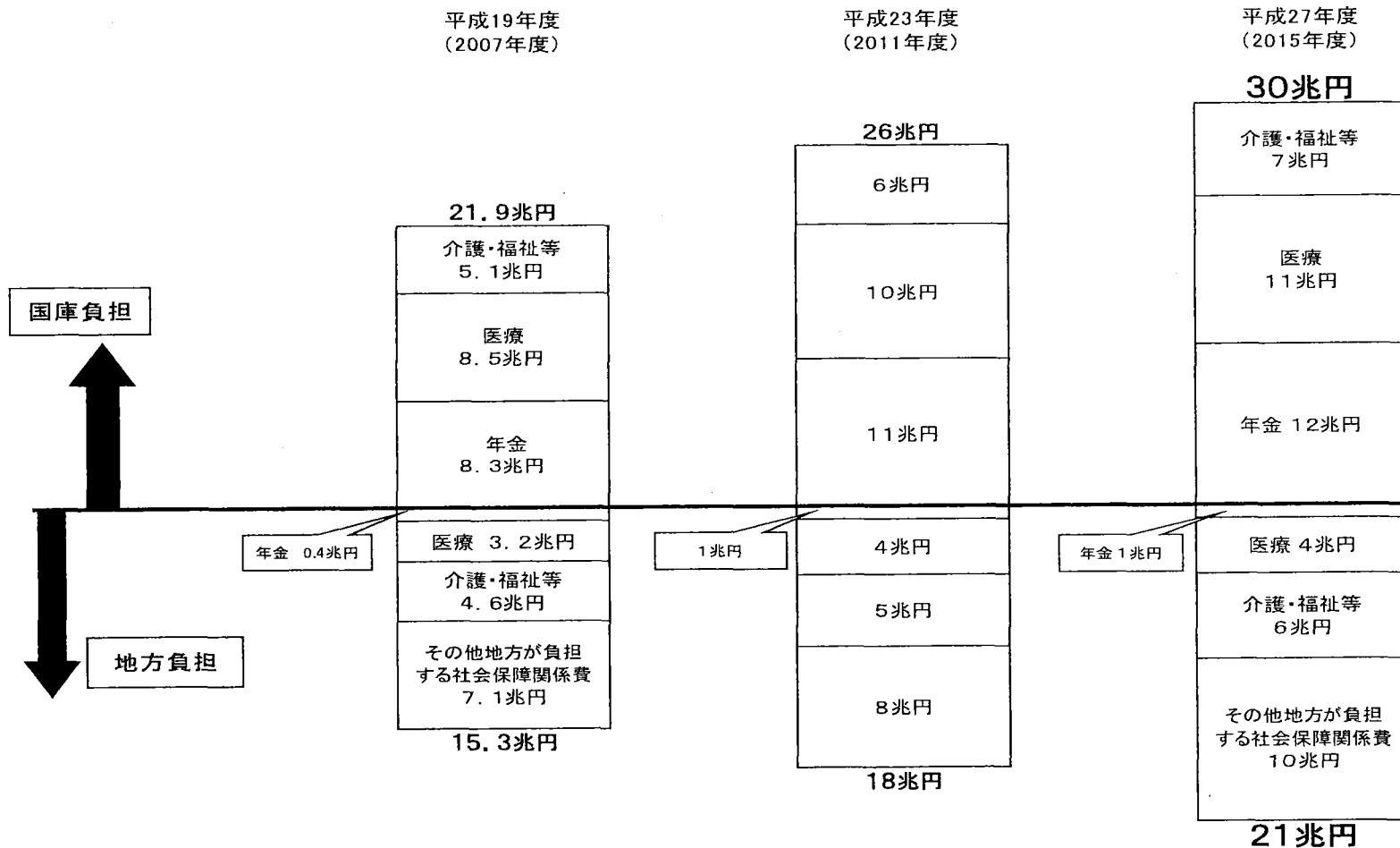
(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位: 兆円)

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	33	32	32	31	31	30

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計（未定稿）

地方は、国民健康保険や介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほかに、保育所等の社会福祉施設の運営やケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地方独自の負担により、地域に密着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供。



※ 平成19年度の「年金」、「医療」、「介護・福祉等」は予算ベース。同年度の「その他地方が負担する社会保障関係費」は、地方公共団体に対する調査(決算速報ベース)に基づいて推計。
 ※ 平成20年10月時点の推計。その後の精査により、数値に異動が生じる場合がある。

平成21年10月20日

資 料

(租税特別措置)

租税特別措置について

租税特別措置というのは、(中略)担税力その他の点で同様の状況にあるにもかかわらず、なんらかの政策目的の実現のために、特定の要件に該当する場合に、税負担を軽減しあるいは加重することを内容とする措置のことで、税負担の軽減を内容とする租税特別措置を租税優遇措置 (preferential tax treatments) といい、税負担を加重する租税特別措置を租税重課措置という。

<「租税法」金子宏著 (弘文堂) >

租税歳出 (Tax Expenditures) は、連邦税法の規定により認められた総所得からの特別の除外、免除若しくは控除又は当該規定に基づく特別の税額控除、優遇税率若しくは課税繰延べに起因する歳入の減少をいう。

<米国 1974年議会予算執行留保法第3条(3) >

この法律は、**当分の間**、所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、登録免許税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税、航空機燃料税、自動車重量税、印紙税その他の**内国税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付し、又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき**、所得税法、法人税法、相続税法、地価税法、登録免許税法、消費税法、酒税法、たばこ税法、揮発油税法、地方揮発油税法、石油石炭税法、航空機燃料税法、自動車重量税法、印紙税法、国税通則法及び国税徴収法の**特例を設けることについて規定**するものとする。

<租税特別措置法第1条 (趣旨) >

租税特別措置法と政策税制(イメージ)

本法(本則)

租税特別措置法

政策税制

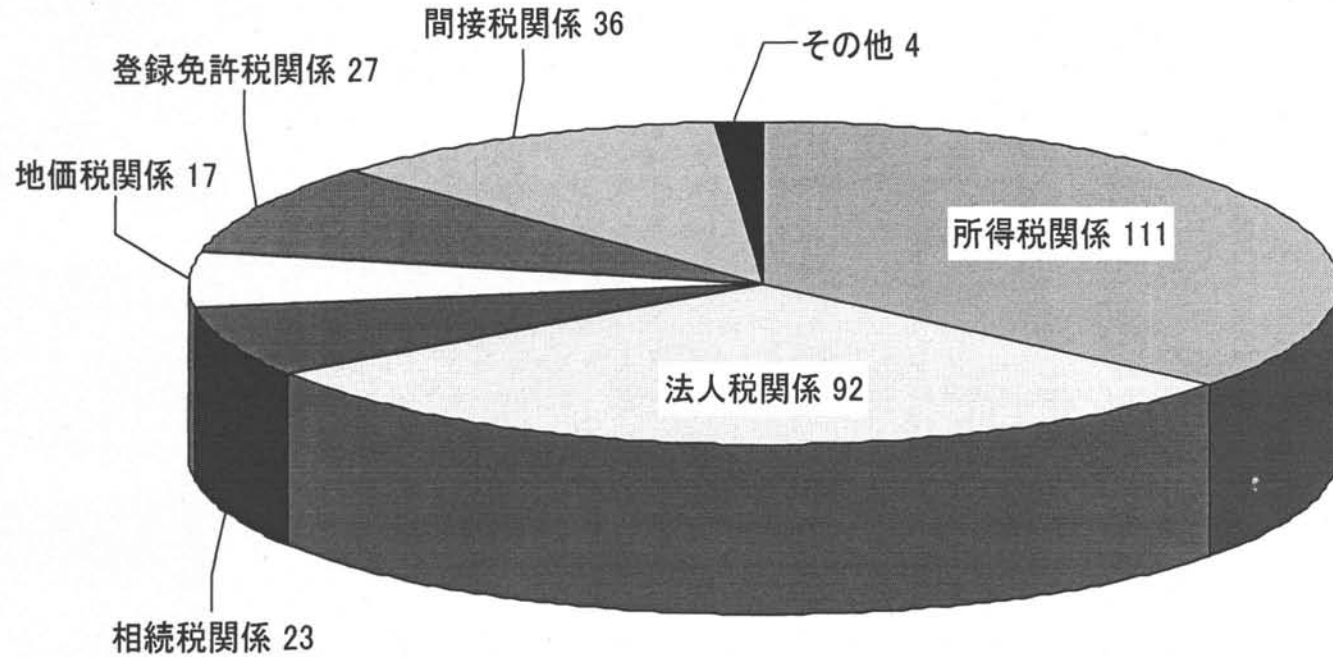
期限の定めのない措置

その他
個別法

租税特別措置法に定める特例措置の主な類型

類型	代表例
<p>A 課税の免除や繰延べなど税負担の軽減等を図るもの</p>	<p>【法人税関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(研究開発税制) ・ エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 ・ 中小企業投資促進税制 等 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(住宅ローン減税) ・ 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 ・ 非上場株式等についての相続税の納税猶予(事業承継税制) ・ 住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減 ・ 石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等(ナフサ免税) ・ 自動車重量税の免税等(エコカー減税) 等
<p>B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子所得の分離課税(源泉分離課税) ・ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例(申告分離課税) ・ 土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例(申告分離課税) 等
<p>C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外関連者との取引に係る課税の特例(移転価格税制) ・ 内国法人等に係る特定外国子会社等の課税対象金額の益金算入(外国子会社合算税制) ・ 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(過少資本税制) 等
<p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収方法の特例 ・ 手続の特例 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例 ・ 特別償却等に関する複数の規定の不適用 ・ 公益法人等の損益計算書等の提出 等

租税特別措置法による特例措置(310項目)の概要



(注1) 項目数は、基本的に条ごとに1項目とカウントし、個人と法人に共通の措置は1項目として、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係又は法人税関係のいずれかでカウントする等の考え方で整理したもの。

(注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。なお、地価税は現在課税が停止されている。

租税特別措置法の規定による特例に係る増減収見込額

(単位:億円程度)

	減収見込額	増収見込額	差引計
所得税関係	▲ 15,820	—	▲ 15,820
法人税関係	▲ 11,380	+ 3,310	▲ 8,070
その他	▲ 46,310	+ 18,990	▲ 27,320
合計	▲ 73,510	+ 22,300	▲ 51,210

(注1) 上記は、租税特別措置法の規定による特例について、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)を試算したものである。なお、①データ上の制約など増減収額を見込むことが困難であるもの、②増減収額が僅少(10億円未満)であると見込まれるもの、③制度の内容から増減収額は生じないと考えられるものは、含まれていない。

(注2) 個人、法人で共通の措置については、主として想定される適用対象者に応じて、所得税関係、法人税関係のいずれかに計上している。

租税特別措置法の適用期限による分類(増減収見込額及び項目数)

(単位:億円程度、[件])

税目	適用期限あり					適用期限なし	合計
	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降		
所得税	▲110 [6]	▲220 [7]	▲110 [5]	－ [1]	▲8,570 [5]	▲6,810 [89]	▲15,820 [111]
法人税	▲3,770 +3,310 [21]	▲4,470 [27]	▲510 [13]	▲10 [1]	▲20 [3]	▲2,600 [42]	▲11,380 +3,310 [92]
相続税	▲1,050 [1]	－ [1]	－	－	－	▲2,230 [21]	▲3,280 [23]
地価税	－	－	－	－	－	▲2,020 [17]	▲2,020 [17]
登録免許税	▲10 [12]	▲570 [9]	▲20 [2]	▲1,220 [1]	－ [2]	－ [4]	▲1,820 [27]
間接税関係	▲1,030 [7]	▲780 [4]	▲1,130 [3]	▲120 [2]	▲10 +18,990 [4]	▲36,120 [16]	▲39,190 +18,990 [36]
その他	－	－	－	－	－	－ [4]	－ [4]
合計	▲5,970 +3,310 [47]	▲6,040 [48]	▲1,770 [23]	▲1,350 [5]	▲8,600 +18,990 [14]	▲49,780 [193]	▲73,510 +22,300 [310]

(注1)各税目は「租税特別措置法の規定による特例措置(平成21年6月26日現在)」に基づき分類している。[]内は項目数。

(注2)適用期限別の欄について、一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注3)増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成21年7月)に基づく。

(注4)複数の期限がある租税特別措置については、その期限ごとの増減収見込額を計上している。ただし、「自動車重量税の免税等(エコカー減税)」(適用期限:平成24年4月30日)については23年度末の金額に計上している。

(注5)数値は平成21年度予算ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、租税特別措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。

主な租税特別措置の適用期限毎の増減収見込額

(単位：億円程度)

適用期限	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降	適用期限なし
主な租税特別措置	中小企業投資促進税制 (▲2,500) 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例 (▲1,050) 情報基盤強化税制 (▲700) 引取りに係る石油製品等の免税 (▲510) 等	退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止 (▲1,170) 中小企業者等の法人税率の特例 (▲1,100) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (▲830) 引取りに係る特定石炭の免税 (▲510) 等	エコカー減税 (▲1,020) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制 (▲390) 等	土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減 (▲1,220) 等	住宅ローン減税 (▲8,560) 等	ナフサ免税 (▲35,940) 確定申告を要しない配当所得 (▲3,200) 研究開発税制 (▲2,070) 地価税の課税の停止 (▲2,020) 公的年金等控除の最低控除額等の特例 (▲1,710) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (▲1,090) 青色申告特別控除 (▲600) 農地等についての相続税の納税猶予等 (▲570) 等
項目数	47	48	23	5	14	193
合計	▲5,970 +3,310	▲6,040	▲1,770	▲1,350	▲8,600 +18,990	▲49,780

(注1)一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注2)増減収見込額は参・予算委員会資料「租税特別措置法の規定による増減収額試算」(平成21年7月)に基づく。

(注3)複数の期限がある租税特別措置については、その期限ごとの増減収見込額を計上している。ただし、「自動車重量税の免税等(エコカー減税)」(適用期限：平成24年4月30日)については23年度末の金額に計上している。

(注4)数値は平成21年度予算ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、租税特別措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。

平成21年10月20日

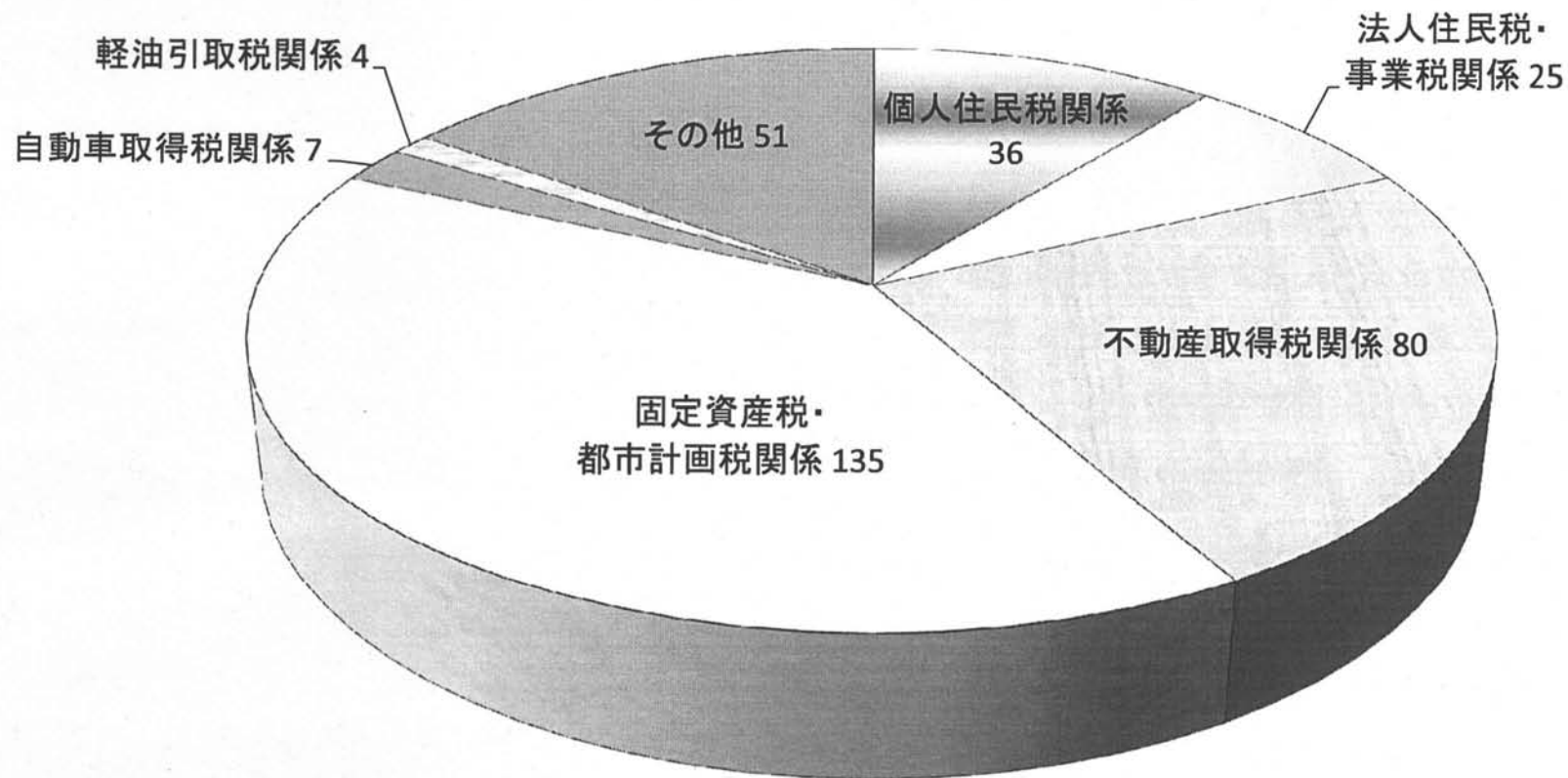
資 料

(地方税における税負担軽減措置等)

地方税法における税負担軽減措置等の主な類型

類型	代表例
<p>A 課税の免除や繰延べなど 税負担の軽減等を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置〈事業税・本則〉 ・ 医療法人に係る税率の特例措置〈事業税・本則〉 ・ 住宅借入金等特別税額控除の特例措置（住宅ローン控除）（税源移譲に伴う措置） 〈個人住民税・附則〉 ・ 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置（本則4%を3%）〈不動産取得税・附則〉 ・ 新築住宅に係る特例措置〈固定資産税・附則〉 ・ 一般電気事業者が新設した変電所又は送電施設に係る特例措置〈固定資産税・本則〉 ・ 自動車取得税の時限的な税率軽減措置（エコカー減税）〈自動車取得税・附則〉 ・ 軽油引取税の課税免除の特例措置〈軽油引取税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>B 本則に定める原則と異なる課税方式を定めるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期譲渡所得の課税の特例措置〈個人住民税・附則〉 ・ 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例措置〈個人住民税・附則〉 ・ 土地に係る負担調整措置〈固定資産税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>C 租税回避の防止や課税の適正化を図るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油引取税に係るみなし揮発油の特例措置〈軽油引取税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>
<p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収方法の特例 ・ 手続の特例 <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税の賦課徴収の特例等〈地方消費税・附則〉 <p style="text-align: right;">等</p>

地方税法による特例措置(338項目)の概要



(注1) 上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるものが、個人住民税関係で所得税関係111件中41件、法人二税関係で法人税関係92件中88件ある。

(注2) 平成21年6月26日までの公布法令に基づいている。

地方税法における税負担軽減措置等による増減収見込額

(単位:億円)

	減収見込額	増収見込額	増減収計
個人住民税関係	▲ 2,680		▲ 2,680
法人住民税・事業税関係	▲ 1,050		▲ 1,050
不動産取得税関係	▲ 4,650		▲ 4,650
固定資産税・都市計画税関係	▲ 2,670		▲ 2,670
自動車取得税関係	▲ 1,540	+840	▲ 700
軽油引取税関係	▲ 960	+4,940	+3,980
その他	▲ 80		▲ 80
合計	▲ 13,630	+5,780	▲ 7,850

(注) 地方税法の規定による特例のうち、平成21年度に適用される措置に基づく増減収見込額(平年度ベース)が10億円以上のものについて試算したものである。

上記のほか、国の租税特別措置の直接の影響を受けるもので、増減収額が10億円以上のものが、個人住民税関係▲2,580億円、法人二税関係▲2,860億円、+1,620億円ある。

地方税法における税負担軽減措置等の適用期限による分類(増減収見込額及び項目数)

(単位:億円、[件])

	適用期限あり					適用期限なし (「当分の間」を含む)	合 計
	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降		
個人住民税関係	▲ 120 [3]	—	—	▲ 40 [1]	— [2]	▲ 2,520 [30]	▲ 2,680 [36]
法人住民税・事業税関係	▲ 60 [2]	— [2]	—	— [2]	— [8]	▲ 990 [11]	▲ 1,050 [25]
不動産取得税関係	▲ 10 [25]	▲ 130 [23]	▲ 4,500 [2]	—	— [3]	▲ 10 [27]	▲ 4,650 [80]
固定資産税・都市計画税関係	▲ 1,680 [41]	▲ 20 [28]	▲ 200 [14]	▲ 160 [4]	— [4]	▲ 610 [45]	▲ 2,670 [135]
自動車取得税関係	▲ 10 [3]	—	▲ 1,390 [2]	—	▲ 140 +840 [2]	—	▲ 1,540 +840 [7]
軽油引取税関係	—	—	▲ 930 [1]	—	+4,940 [1]	▲ 30 [2]	▲ 960 +4,940 [4]
そ の 他	— [2]	— [2]	— [3]	— [1]	— [1]	▲ 80 [42]	▲ 80 [51]
合 計	▲ 1,880 [76]	▲ 150 [55]	▲ 7,020 [22]	▲ 200 [8]	▲ 140 +5,780 [21]	▲ 4,240 [157]	▲ 13,630 +5,780 [338]

(注1) 各税目は、地方税法の規定による特例措置(平成21年6月26日現在)に基づき分類している。[]内の項目数は、地方税法の規定によるもののみ計上している。

(注2) 適用期限別の欄について、一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注3) 数値は平成21年度地方財政計画ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、特例措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。

地方税法における税額軽減措置等の適用期限毎の増減収見込額(主なもの)

(単位:億円)

適用期限	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度以降	適用期限なし (「当分の間」を含む)
主な 税負担 軽減措 置等	新築住宅に係る特例措置【固定資産税】 (▲1,540) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例措置【個人住民税】 (▲120) 公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る特例措置【固定資産税】 (▲100) 成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る特例措置【固定資産税】 (▲10) 等	特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置【不動産取得税】 (▲90) 投資法人が取得する一定の不動産に係る特例措置【不動産取得税】 (▲40) 等	宅地評価土地の取得に係る特例措置【不動産取得税】 (▲3,350) 自動車取得税の時限的な税率軽減措置(エコカー減税)【自動車取得税】 (▲1,390) 住宅及び土地の取得に係る税率の特例措置【不動産取得税】 (▲1,150) 軽油引取税の課税免除の特例措置【軽油引取税】 (▲930) 等	日本郵政公社から承継された一定の固定資産に係る特例措置【固定資産税】 (▲160) 等	自動車取得税の免税点の特例措置【自動車取得税】 (▲140) 等	住宅借入金等特別税額控除の特例措置(住宅ローン控除)【個人住民税】 (▲960) 社会保険診療報酬の益金・損金不算入措置【事業税】 (▲960) 申告を要しない配当所得【個人住民税】 (▲830) 等
項目数	76	55	22	8	21	157
合計	▲ 1,880	▲ 150	▲ 7,020	▲ 200	▲ 140 +5,780	▲ 4,240

(注1)各税目は、地方税法の規定による特例措置(平成21年6月26日現在)に基づき分類している。

(注2)適用期限別の欄について、一の項目中に適用期限が異なる措置がある場合には、それぞれカウントしている。

(注3)数値は平成21年度地方財政計画ベース(平年度)であるため、実際の期限到来時期における増減収額は上記と異なり得る。また、特例措置を廃止しても、必ずしも上記金額が直ちに増減収となるわけではない。

平成 21 年 10 月 20 日

資 料

(納税環境整備)

目 次

・ 政府税制調査会諮問文（抜粋）	1
・ 納税環境整備（イメージ）	2
・ 納税環境整備に係る今後の主要な課題	3
〔1. 「番号制度」〕	
・ 「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ	5
・ 主要国における税務面で利用されている番号制度の概要	6
・ 個人付番されている既存の番号制度について（税務に利用する視点からの整理）	7
・ 資料情報の範囲の見直しの必要性	8
・ 主要国における資料情報の概要（個人）	9
・ 「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度」の導入に当たっての主な論点	10
〔2. 罰則〕	
・ 最近の国税犯則事件の状況	12
・ 最近の犯則事案（例）	13
・ 税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）	14
・ 他の主要な経済犯における罰則の例	15
〔3. その他の納税環境整備〕	
・ 更正の請求について	17
・ 国税に関する不服申立制度	18
・ 納税者憲章について	19
・ OECD加盟国における納税者憲章の制定状況（主な国）	20

政府税制調査会諮問文（抜粋）

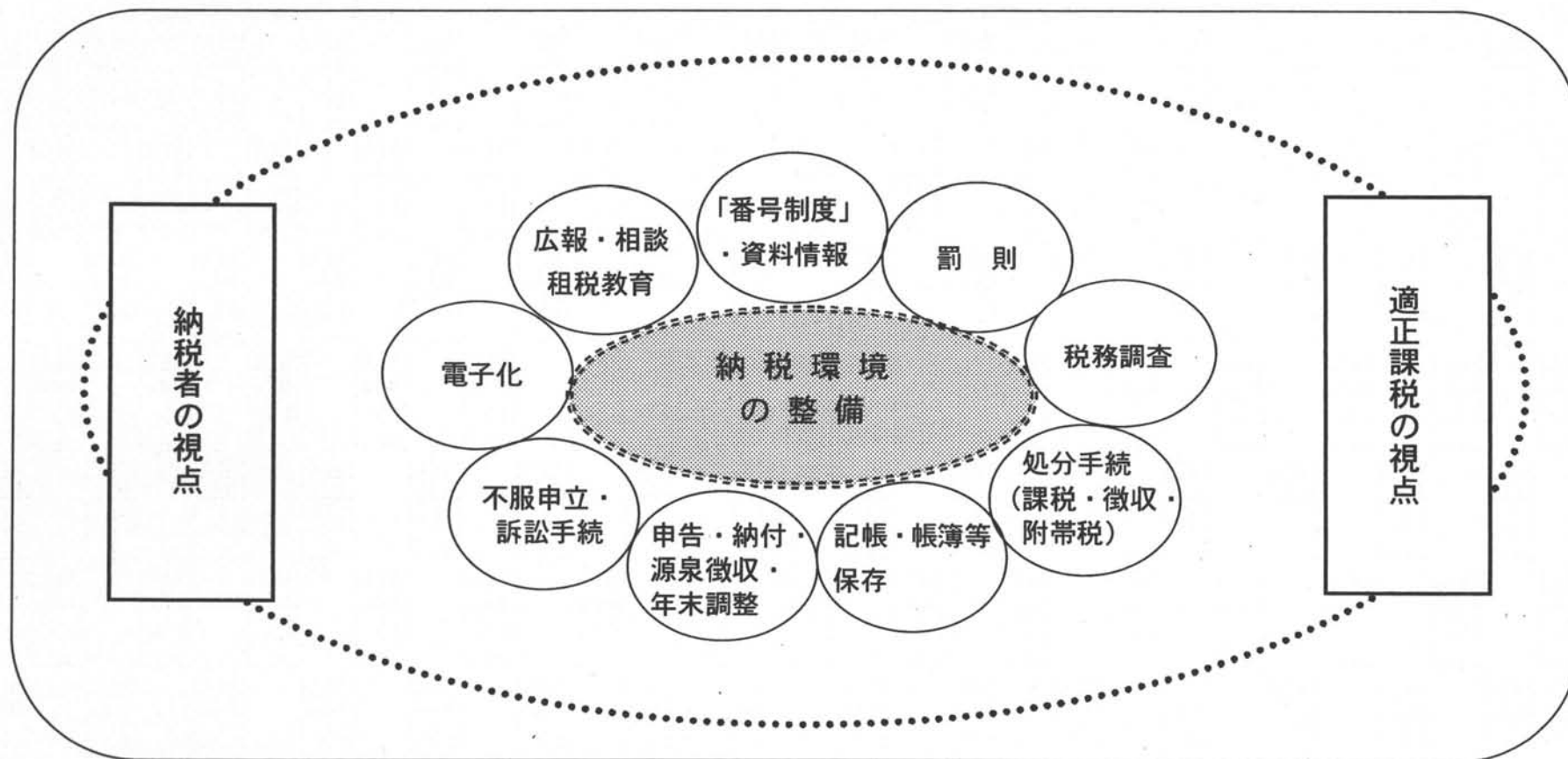
現行税制はシャープ勧告以来の累次の改正の中で、複雑かつ不透明となり、国民の税制に対する不信感・不公平感が高まっている。これを払拭し、時代の変化に適応し、かつ国民が信頼できる税制を構築するためには、「納税者視点」を明確にし、納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の原則の下、税制全般を見直さなければならない。

こうした基本的な考え方の下、厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、我が国の構造変化に適応した税制を構築していく観点から、以下の事項をはじめとして、国税・地方税を一体とした毎年度の税制改正及び税制全般の将来ビジョンについての調査審議を求める。

- (2) 税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度やその執行体制など、納税者の立場に立つとともに適正な課税を推進するための納税環境整備を検討すること。

納税環境整備 (イメージ)

- 納税者の税制に対する信頼性をより確保していくためには、「納税者の視点」及び「適正課税の視点」を踏まえ、納税環境の整備を不断に図っていくことが重要。
- 納税環境整備の各分野は、それぞれ納税者の権利義務と深い関係を有し、それぞれ有機的な関連性を有していることから、個別の分野の見直しに当たっては、各分野の相互関係や実務面の影響等に配慮しつつ検討を行う必要がある。



納税環境整備に係る今後の主要な課題

1. 「番号制度」について

【関連事項】

○資料情報制度の見直し

2. 罰則の見直し

3. その他の納税環境整備

○更正の請求期間の見直し

○国税不服審判のあり方を見直し

○納税者憲章

○その他（添付書類の簡素化等）

1. 「番号制度」

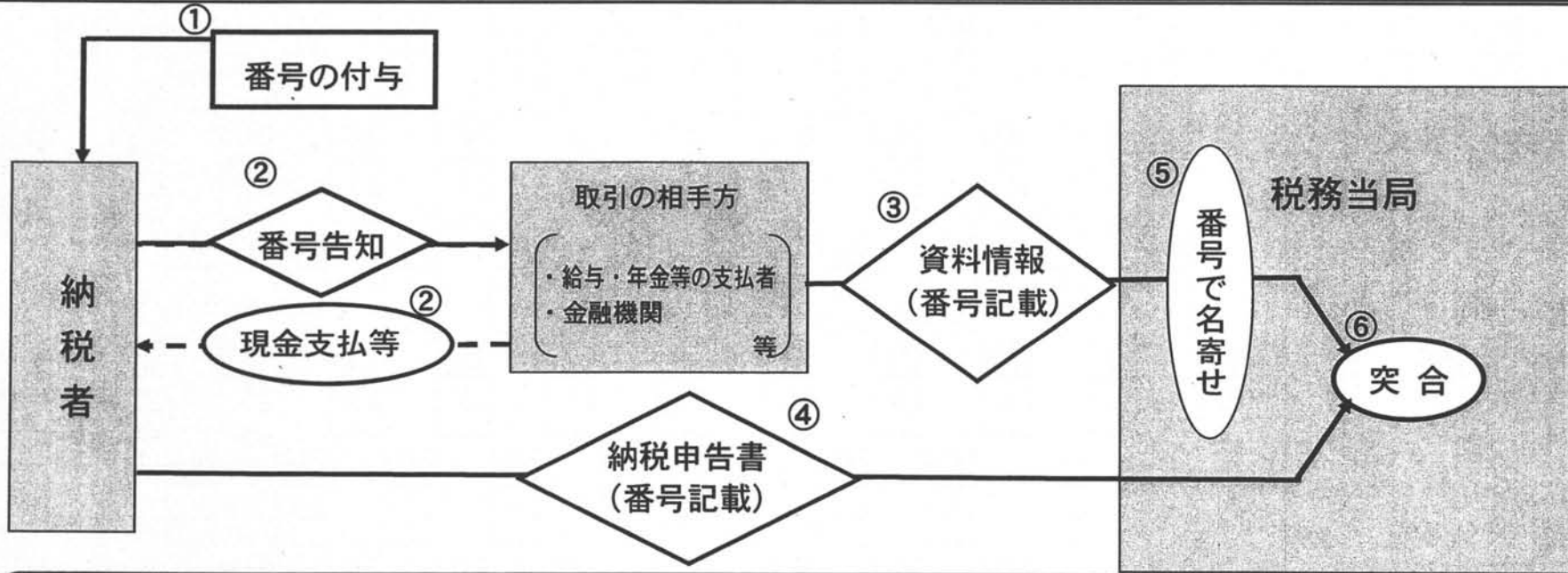
「番号制度」を税務面で利用する場合のイメージ

税務面における「番号制度」とは、納税者に広く番号を付与し、

(1) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

(2) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき資料情報（法定調書）に番号を「記載」することを義務づける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税者から提出される申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理（名寄せ）・マッチング（突合）できるようになり、納税者の所得情報をより的確に把握することが可能となる。



「番号」を税務面で利用するには、

「固有性」(生涯を通じ、一の納税者に確実に一つの番号が付与されていること)

「可視性」(取引に際し、その相手方(第三者)が「番号」を明示的に確認できること)

を最小限満たす必要がある。

主要国における税務面で利用されている番号制度の概要（未定稿）

（2009年7月現在）

		番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 ^{（注3）} （2007年現在）	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	税務目的 利用開始年
社会保障番号を活用	イギリス	国民保険番号 （9桁）	税務（一部） ^{（注1）} 、社会保険、年金等	非公表	6,089万人	雇用年金省 歳入関税庁	社会保障法	1961年
	アメリカ	社会保障番号 （9桁）	税務、社会保険、年金、選挙等	約4億1,400万人 （累計数）	3億407万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 （9桁）	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 （累計数）	3,161万人	人的資源・技能 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	スウェーデン	個人識別番号 （10桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人登録に関する 法律	1967年
	デンマーク	住民登録番号 （10桁）	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	韓国	住民登録番号 （13桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	ノルウェー	住民登録番号 （11桁）	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に関する法律	1971年
	シンガポール	住民識別番号 （1文字+8桁）	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
	オランダ	市民サービス番号 （9桁）	税務、社会保険、住民登録等	全住民	1,636万人	内務省	市民サービス番号法	2007年 ^{（注4）}
税務番号	イタリア	納税者番号 （6文字+10桁）	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の 納税番号に関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号 （9桁）	税務、所得保障等	約3,099万人 （累計数） ^{（注2）}	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年
	ドイツ	税務識別番号 （11桁）	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年

（参考）フランスには、納税者番号制度はない。

（注1） イギリスでは、給与源泉徴収や個人非課税貯蓄など一部の税務で国民保険番号が利用されている。

（注2） オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

（注3） カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。

（注4） オランダでは、もともと1986年に税務番号が導入され、1988年以後は、税務・社会保障番号として、税務・社会保障目的で利用されていた（財務省所管）。

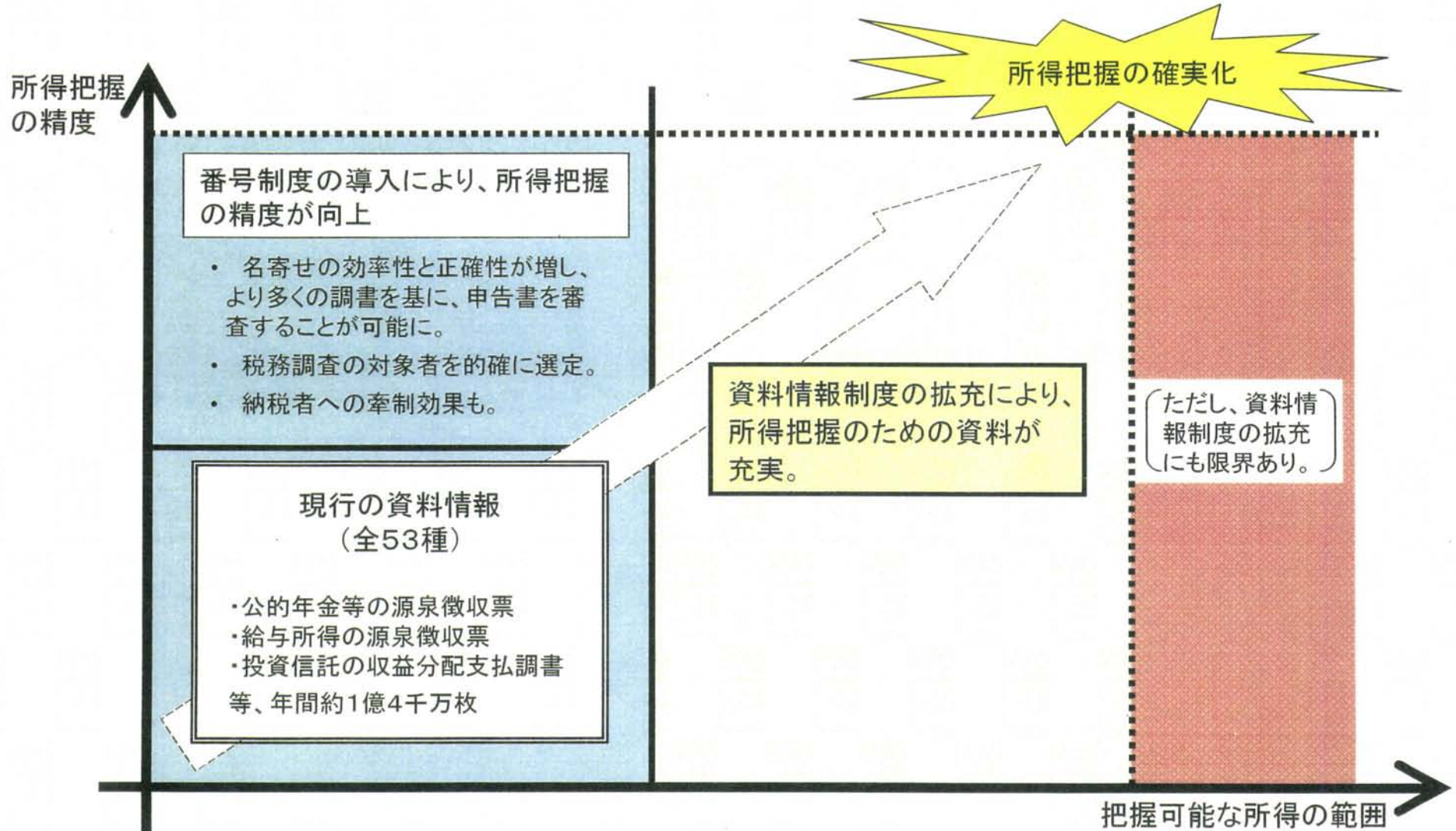
**個人付番されている既存の番号制度について
(税務に利用する視点からの整理)**

		住民票コード	基礎年金番号
根拠規定		・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法施行規則【改正後：国民年金法】 ^注
付番機関		・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 社会保険庁【改正後：厚生労働大臣】 ^注
付番対象者		・ 居住者(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)
目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 未加入問題への対応 併給調整の適正化 行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)
留意点	固有性の観点	・ 我が国で唯一、すべての住民に対し1対1の付番が完了している。	・ 年金制度未加入者が付番されていない。
	可視性の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人に番号が通知されているが、住基カード上には明記されていない。 ・ 住基法では、民間事業者(給与の支払者や金融機関等)が、住民票コードの告知を求めることが一切禁止されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金手帳等に番号が記載されている。 ・ 現状においては、民間事業者が、基礎年金番号の告知を求めることは、法令上規制されていない。 <p>【改正後：年金事業者を除き、基礎年金番号の告知を求めることが法律上禁止される。】^注</p>

(注) 「改正後」は、社会保険庁改革関連法(平成19年6月30日成立)による改正後のものであり、平成22年1月1日から施行の予定。

資料情報の範囲の見直しの必要性

- 「番号制度」の導入により、税務当局に提出される資料情報について、名寄せの効率性、正確性が高まり、所得把握の精度が向上。
- これと併せて資料情報の範囲を見直すことにより、一層確実な所得把握が可能となる。



		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス(注4)	フランス
フ 口 	金融所得					
	・ 利子	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・ 配当	○	○	○	○	○
	・ 株式譲渡	○	○	○	○	○
	事業所得	×	×	×	×	×
	給与所得	○	○	○	○	○
	不動産譲渡	○	○	×	○	○
	国内送金、預金の入出金	×	○	× (注3)	×	×
	海外送金	○	○	× (注3)	×	× (但し、記録保存義務あり)
ス ト ツ ク	金融資産					
	・ 預貯金口座開設	×	× (但し、記録保存義務あり)	○	×	○
	・ 株式保有	×	×	×	○	×
ク	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「資料情報」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記資料情報の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略基準があることに留意する必要がある。(例：年間支払額500万円以下の給与所得源泉徴収票、金融機関を経由する国外送金等で1回あたり100万円以下の送金等調査等)
 3. オーストラリアにおいては、「国内送金、預金の入出金」及び「海外送金」に係る一定の取引について、マネーロンダリング及びテロ資金対策のための政府機関に対する報告義務が設けられているところ、その情報を税務当局も利用することができる。
 4. イギリスにおいては、資料情報の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、資料情報を提出しなければならない。
 5. ドイツには、資料情報制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。

(参考) 納税者番号	なし	あり	あり	あり(注)	なし
------------	----	----	----	-------	----

(注) イギリスにおいては、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的の一部用いられている。

「税と社会保障制度の適正な運営のための番号制度」の導入に当たっての主な論点

○ 使用する番号をどうするか

- ・ 「番号」を税務面で利用するためには、最低限「固有性」、「可視性」を満たす必要があるが、この点に照らし、既存の番号の活用や新たな番号の創設についてどう考えるか。

○ 番号を使用する取引等の範囲をどうするか

- ・ 税務当局に提出される資料情報の範囲について、所得把握を確実に行う観点から、どう見直していくか。

○ 「番号制度」を利用する行政事務の範囲をどうするか

- ・ 税務行政のほか、社会保障のどの分野で共通の「番号」を利用するか。

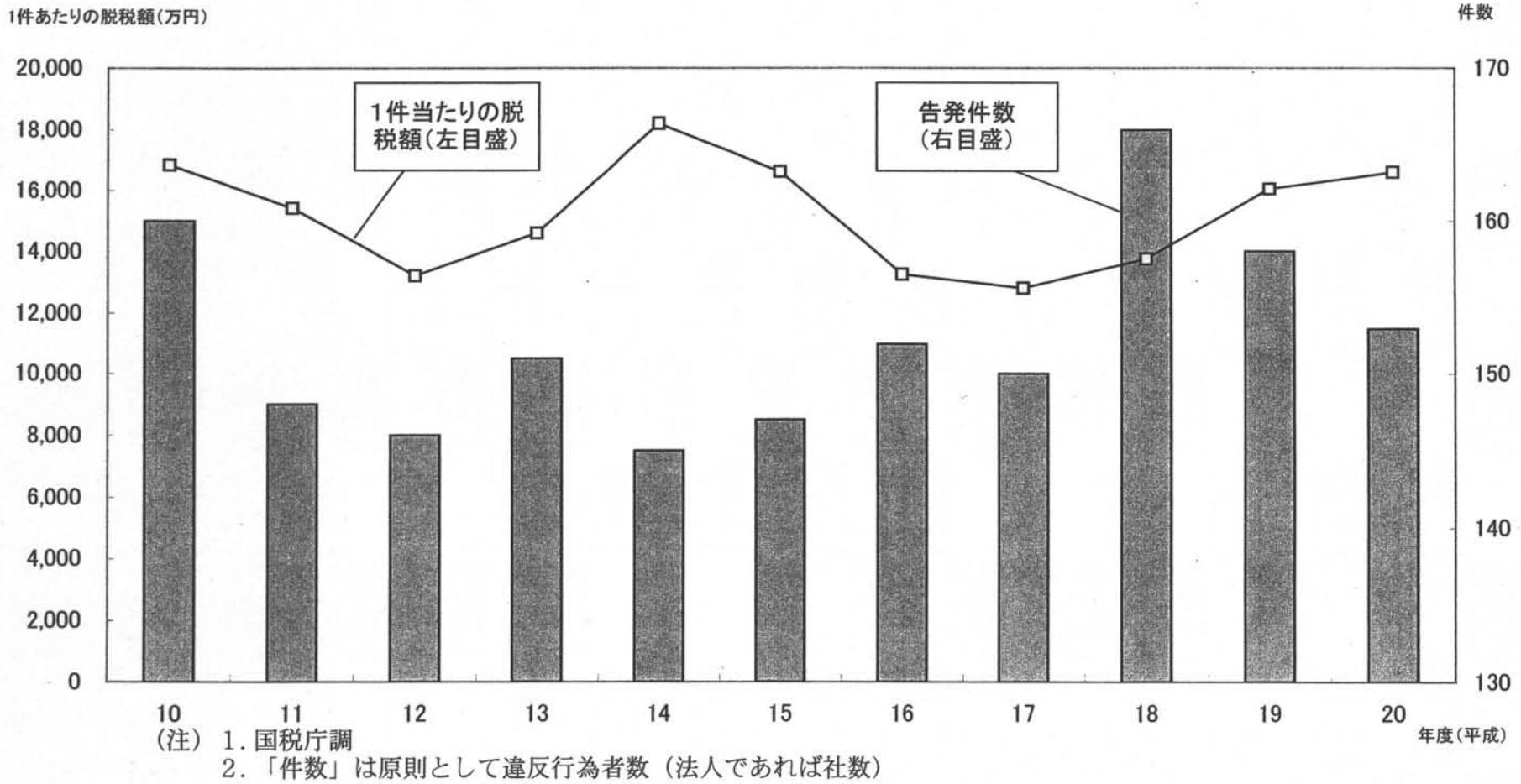
○ プライバシー保護をどう図るか

- 「番号制度」の具体化は、広範な行政分野に関わる事柄であることを踏まえ、どのように検討を進めていくか。

2. 罰則

最近の国税犯則事件の状況

- 告発件数は、概ね年間150～160件前後で推移している。
- 1件当たりの逋脱税額（脱税額）は概ね1億5千万円程度であるが、近年は上昇傾向にある。
- 最近は、大口の無申告事案、源泉所得税の不納付事案、消費税の不正還付事案が増加している。



最近の犯則事案（例）

○**脱税犯**（現行：5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））

- ・法人の代表者が、借名名義で事業を行い、4課税期間にわたり70億円の所得を秘匿
⇒【判決】懲役4年・罰金6億円

○**単純無申告罪（申告書不提出）**（現行：1年以下の懲役又は20万円以下の罰金）

- ・外国為替証拠金取引（FX取引）を行っていた者が、10億円の運用益を全く申告せず
⇒【判決】懲役1年（執行猶予3年）

○**源泉所得税不納付罪**（現行：3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科（罰金は最高脱税額以下まで可））

- ・料飲店経営者が、ホステスに支給した報酬等から徴収した源泉所得税のうち2億3,000万円余りを納付せず、私的に費消
⇒【判決】懲役2年（執行猶予4年）・罰金6,100万円

○**不正還付の未遂**

- ・消費税課税事業者が、自ら架空の輸出免税売上及び国内課税仕入を行ったように装い、消費税還付申告書を提出したところ、税務署長が不正に気づき還付を留保
⇒処罰規定なし

税法違反に対する刑事罰則の体系（現行）

違反行為	刑事罰	参考（行政罰）
① 虚偽申告・無申告	過少申告	○過少申告加算税 (10%、期限内申告税額又は 50 万円 のいずれか多い金額を超える部分 は 15%)
	無申告	○単純無申告罪（申告書不提出の行為のみを評価） ・ 直接税⇒ 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒ 10 万円以下の罰金又は科料
	不正行為による過少・ 無申告・受還付	○重加算税 (過少 35%、無申告 40%)
② 源泉徴収不納付	○源泉所得税不納付罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 100 万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科	○不納付加算税 (10%)
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○（単純無申告罪（再掲））
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽記載・不提出罪（1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金）
		○【財産債務明細書・総収入金額報告書等】
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・ 直接税⇒ 1 年以下の懲役又は 20 万円以下の罰金 ・ 間接税⇒ 10 万円以下の罰金又は科料
滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・ 3 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は併科	
④ 滞納		○延滞税 (原則 14.6%)

(注) 租税に関する罰則の法定刑については、昭和 56 年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。

他の主要な経済犯における罰則の例

法律名	罪名等	現行の法定刑	参考（直近の改正）
金融商品取引法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不正行為、風説の流布、相場操縦行為等 ・ 虚偽の情報開示 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
知的財産権の侵害罪に対する罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許法関係 ・ 商標法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に各々懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、500万円⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠法関係 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (3年⇒10年、300万円⇒1,000万円)
ヤミ金融に対する罰則の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業法（無登録営業等） 	10年以下の懲役若しくは3,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出資法（著しい高金利の貸付） 		平成18年に懲役刑・罰金刑を引上げ (5年⇒10年、1,000万円⇒3,000万円)
詐欺による破産・更生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破産法関係 	10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科	平成16年に罰金刑を付加 (罰金刑なし⇒1,000万円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社更生法関係 ・ 民事再生法関係 		平成16年に各々罰金刑を引上げ (200万円⇒1,000万円)
刑法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詐欺罪 	10年以下の懲役	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上横領罪 		

3. その他の納税環境整備

更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、税務署長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

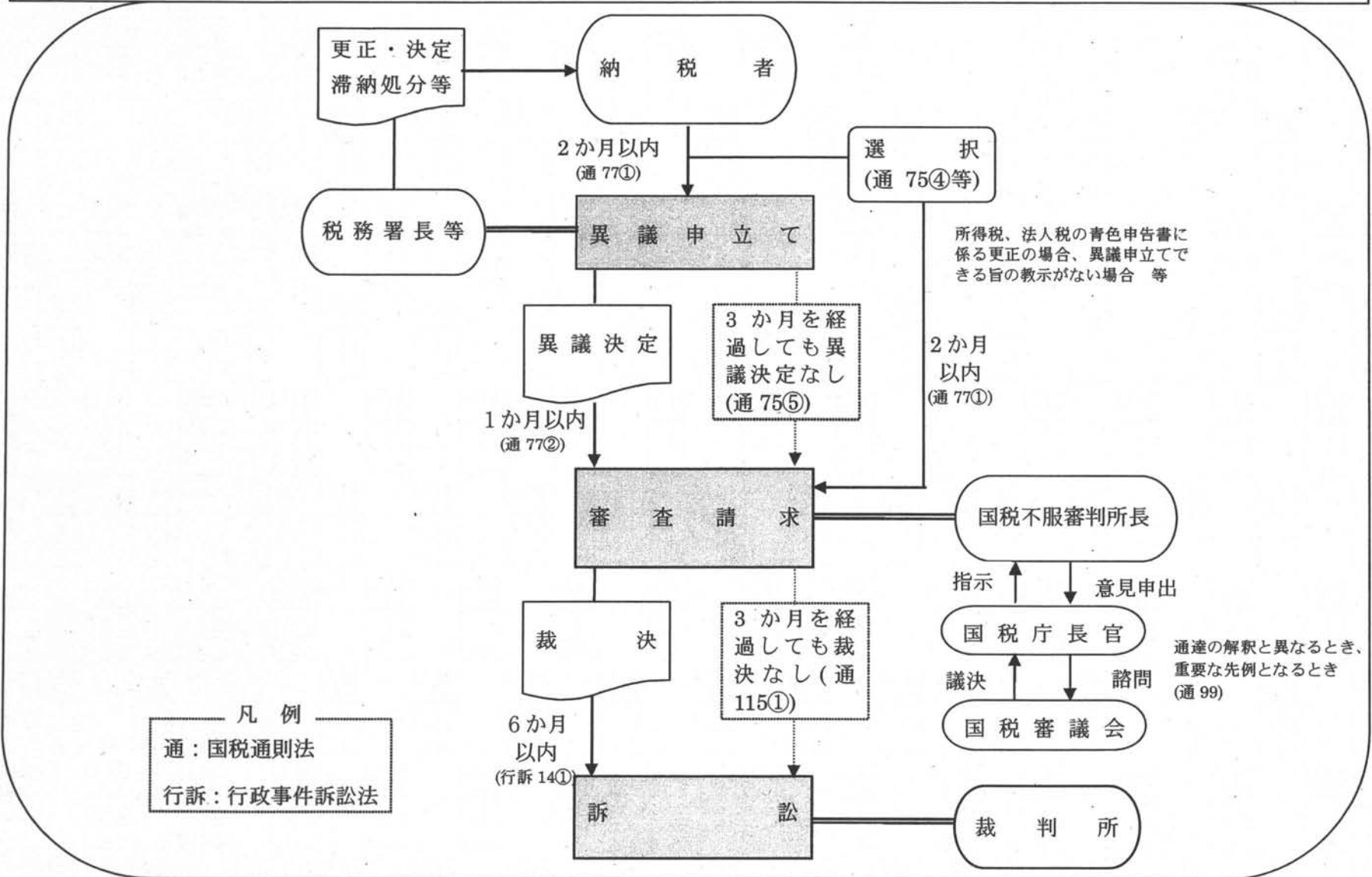
○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限（通常の場合）	脱税の場合
課税庁	増額更正	法定申告期限から3年（法人税については5年）	法定申告期限 から7年
	減額更正	法定申告期限から5年	
納税者	修正申告	法定申告期限から5年	—
	<u>更正の請求</u>	<u>法定申告期限から1年（後発的事由の場合2月）</u>	

（注）申告納税方式による国税の場合について記載している。

国税に関する不服申立制度

- 国税の不服申立手続においては、処分の大量性、争いの特殊性から、「異議申立て」及び「審査請求」の手続を設け、原則としてこれらの手続を経た後に原処分の取消訴訟を提起できることとし、納税者の簡易・迅速な救済と、争訟の合理化を図っている。
- また、審査請求については、特に審理の客観性・公正性を高める観点から、執行機関から分離された、国税庁の特別の機関である「国税不服審判所」が行うこととしている。



納税者憲章について

OECD 租税委員会「納税者の権利と義務—プラクティス・ノート」(仮訳) (抄)

納税者憲章

- 21 納税者憲章は、納税者の税務に関する権利・義務をわかり易い言葉で要約しかつ説明して、こうした情報をより多くの納税者に周知させ理解させようとする試みである。
- 22 ほとんどの国の納税者憲章は、若干の国においてルーリング（税務取扱決定文書）を構成しうるとはいえ、法令の説明文書（手引文書）であって、それ自体は法的な文書ではない。一般的に、納税者憲章は、関係法令に含まれているもの以上に権利義務を加えるものではない。
- 23 本ガイダンスで示されている議論に基づき、納税者憲章にみられる憲章の基本的事項例を添付している。ただし、これら基本的事項例及びそこで述べられている内容が、全ての税務当局に当てはまるとは限らない。納税者憲章の作成にあたっては、その管轄における租税政策、法制環境、執行実務及び文化を適切に反映しなくてはならない。したがって、たとえ納税者憲章がない国であっても、納税者憲章が公布されている国と同様に、納税者の権利が実務上保護されていることにも留意する必要がある。

納税者憲章の基本的事項例（OECD 報告書）

納税者の権利	納税者の義務
1. 情報提供・支援・意見聴取を受ける権利	7. 誠実に対応する義務
2. 不服申立ての権利	8. 協力義務
3. 正当税額のみを支払う権利	9. 正確な情報・書類の期限内提出義務
4. 予測可能性の確保	10. 記帳・帳簿等の保存義務
5. プライバシーの権利	11. 期限内納付義務
6. 個人情報保護	

(出典) “Taxpayers’ Rights and Obligations – Practice Note (2003)” (OECD Committee of Fiscal Affairs Forum on Tax Administration) による。

OECD 加盟国における納税者憲章の制定状況(主な国)

(2009年8月現在：未定稿)

国名	納税者憲章	制定年(注1)	性格(注2)	備考
カナダ	納税者権利憲章	1985年	公文書	
ニュージーランド	納税者憲章	1986年	公文書	
イギリス	納税者憲章	1986年	公文書	
フランス	納税者憲章	1987年	公文書	
アメリカ	納税者としてのあなたの権利	1988年	公文書	1988年の税制改正法において、納税者の権利等を簡潔に説明した文書を財務省が作成・配布することとされた。
アイルランド	納税者憲章	1989年	公文書	
スウェーデン	納税者権利憲章	1996年	公文書	
オーストラリア	納税者憲章	1997年	公文書	
韓国	納税者権利憲章	1997年	公文書	
トルコ	納税者権利宣言	2005年	公文書	
オーストリア	納税者憲章	2008年	公文書	
スペイン	納税者権利保障	1998年	法律	
イタリア	納税者権利章典	2000年	法律	
ドイツ	なし	—	—	
日本	なし	—	—	

(注1) 制定年とは、各国において最初に納税者憲章が制定された年であり、上記に示した納税者憲章が制定された年ではない場合がある。

(注2) 公文書とは、課税当局発表のもので、納税者の権利等をわかりやすくまとめた声明文あるいは法律において規定している納税者の権利を平易にまとめた公式文書をいう。

平成21年10月20日

資 料

(納税環境整備[地方税])

地方税法違反に対する刑事罰則の体系(現行)

違反行為		刑事罰	参考(行政罰)
① 虚偽申告・無申告	過少申告		○過少申告加算金 (10%、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分は15%)
	無申告	○単純無申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人事業税]	○不申告加算金 (15%、50万円超の部分は20%)
	不正行為による過少・無申告・受還付	○遁脱罪(脱税犯) ・5年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例: 法人住民税] ・3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰金又は併科 [例: 地方たばこ税]	○重加算金 (過少35%、不申告40%)
②特別徴収納入金不納付		○特別徴収納入金不納付罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科 [例: 個人住民税]	
③ 調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	○(単純無申告罪(再掲))	○(不申告加算金(再掲))
	調書の不提出等	○【法定調書】虚偽申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人住民税]	
	検査拒否等	○検査忌避罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例: 法人住民税] ・10万円以下の罰金 [例: 地方たばこ税]	
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科 [例: 法人住民税]	
④滞納			○延滞金 (原則14.6%)

(注) 罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。
ただし、軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引き上げ等の見直しが行われている。(直近では平成18年)

更正の請求について

- 「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であることを踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 別途、地方団体の長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

○主な更正等の期間制限

区 分		期間制限(通常の場合)	脱税の場合
課税庁	増額更正	法定申告期限から3年(地方法人課税等については5年)	法定申告期限から7年
	減額更正	法定申告期限から5年	
納税者	修正申告	法定申告期限から5年	—
	<u>更正の請求</u>	<u>法定申告期限から1年(後発的事由の場合2月)</u>	

(注) 申告納付の地方税の場合について記載。